議題に関する参考資料

全世代型社会保障検討会議　中間報告（令和元年12月19日）（抄）

第2章　各分野の具体的方向性

3．医療

（2）大きなリスクをしっかり支えられる公的保険制度の在り方

①後期高齢者の自己負担割合の在り方

人生100年時代を迎える中、高齢者の体力や運動能力は着実に若返っており、高い就業意欲の下、高齢期の就労が大きく拡大している。こうした中で、年齢を基準に「高齢者」と一括りにすることは現実に合わなくなっており、元気で意欲ある高齢者が、その能力を十分に発揮し、年齢にかかわりなく活躍できる社会を創る必要がある。

このため、70歳までの就業機会確保や、年金の受給開始時期の選択肢の拡大による高齢期の経済基盤の充実を図る取組等にあわせて、医療においても、現役並み所得の方を除く75歳以上の後期高齢者医療の負担の仕組みについて、負担能力に応じたものへと改革していく必要がある。これにより、2022年にかけて、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定される中で、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築する。

具体的には、以下の方向性に基づき、全世代型社会保障検討会議において最終報告に向けて検討を進める。同時に、社会保障審議会においても検討を開始する。遅くとも団塊の世代が75歳以上の高齢者入りする2022年度初までに改革を実施できるよう、最終報告を取りまとめた上で、同審議会の審議を経て、来年夏までに成案を得て、速やかに必要な法制上の措置を講ずる。

- 後期高齢者（75歳以上。現役並み所得者は除く）であっても一定所得以上の方については、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方については1割とする。
- その際、高齢者の疾病、生活状況等の実態を踏まえて、**具体的な施行時期**、**2割負担の具体的な所得基準**とともに、**長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の高齢者の生活等に与える影響を見極め適切な配慮**について、検討を行う。

全世代型社会保障検討会議　第２次中間報告（令和２年6月25日）（抄）

第1章　はじめに

1．これまでの検討経緯

全世代型社会保障検討会議は昨年12月に中間報告を公表し、昨年末の時点における検討成果について中間的な整理を行った。（略）。

本年は2月19日に第6回会議を開催後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、審議を一時中断した。当初の予定では、本検討会議は本年夏に最終報告をとりまとめる予定であったが、こうした状況を踏まえ、最終報告を本年末に延期することとした。これに伴い、第2回目の中間報告を行うこととした。

本年度の最終報告に向けて、与党の意見も踏まえ、検討を深めていく。

第2章　昨年の中間報告以降の検討結果

昨年12月の中間報告以降、本検討会議において検討したテーマについての検討結果は以下のとおり。

4．医療

昨年12月の中間報告で示された方向性や進め方に沿って、更に検討を進め、本年末の最終報告において取りまとめる。

後期高齢者の窓口負担割合及び高額療養費自己負担限度額

区　分	判定基準	負担割合	外来のみの月単位の上限額（個人ごと）	外来及び入院を合わせた月単位の上限額（世帯ごと）
現役並み所得 約130万人（約７％）	課税所得145万円以上 年収約383万円以上	3割	収入に応じて80,100～252,600円 ＋（医療費－267,000～842,000円）×１％ 〈多数回該当：44,400円～140,100円〉	
一般 約945万人（約52％）	課税所得145万円未満 住民税が課税されている世帯（※）で年収383万円未満	1割	18,000円 〔年14.4万円〕	57,600円 〈多数回該当：44,400円〉
低所得Ⅱ 約435万人（約24％）	世帯全員が住民税非課税 年収約80万円超		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ 約305万人（約17％）	世帯全員が住民税非課税 年収約80万円以下			15,000円

※　一般の年収は、課税所得のある子ども等と同居していない場合は「155万円超」、同居している場合は「155万円以下」も含む。

計：約1815万人

注）年収は、単身世帯を前提としてモデル的に計算したもの。
人数は後期高齢者被保険者の所得状況等実態調査における令和2年7月時点のもの。

①　所得基準について

所得基準として考えられる機械的な選択肢

	考え方	所得・収入目安	後期高齢者に占める割合	対象者数
1	介護保険の2割負担の対象者の割合（上位20%）と同等	本人課税所得64万円以上 本人収入240万円以上	上位20% （現役並み区分を除くと13%）	約200万人
2	現行2割負担である70～74歳の平均収入額（約218万円）を上回る水準	本人課税所得45万円以上 本人収入220万円以上	上位25% （現役並み区分を除くと18%）	約285万人
3	平均的な収入で算定した年金額（単身：187万円）を上回る水準	本人課税所得28万円以上 本人収入200万円以上	上位30% （現役並み区分を除くと23%）	約370万人
4	本人に課税の対象となる所得がある水準 （諸控除を加味したうえで、所得に応じて納税している水準）	本人課税所得あり 本人収入170万円以上	上位38% （現役並み区分を除くと31%）	約520万人
5	本人に住民税の負担能力が認められる水準 （本人所得が住民税非課税水準を超える水準）	本人所得35万円超 本人収入155万円以上	上位44% （現役並み区分を除くと37%）	約605万人

注）・上位44%は課税所得がある者に加えて、所得等が一定額以上の者を対象とするもの。
・本人収入は、それぞれの課税所得等をもとに年金収入のみの単身世帯を前提に計算。対象者のほとんどが年金収入であるため、年金収入のみで収入を計算している。
・対象者数の積算にあたって、収入基準として介護保険同様に「年金収入とその他の合計所得金額」が年収の下限の額を上回るかで判定することを前提に計算。
注）後期高齢者夫婦世帯の場合の収入（配偶者：基礎年金想定）は、上位20%で360万円、上位25%で340万円、上位30%で320万円、上位38%で290万円、上位44%で290万円。

75歳以上の単身世帯の収入と支出の状況（年収別モデル）

単身世帯

○　75歳以上の単身世帯について、モデル年収ごとに、現行制度を基に非消費支出（税・社会保険料）を推計するとともに、一定の仮定に基づき、平均的な消費支出を推計し、収入と支出の状況をごく粗くみたもの。

（単位：万円）

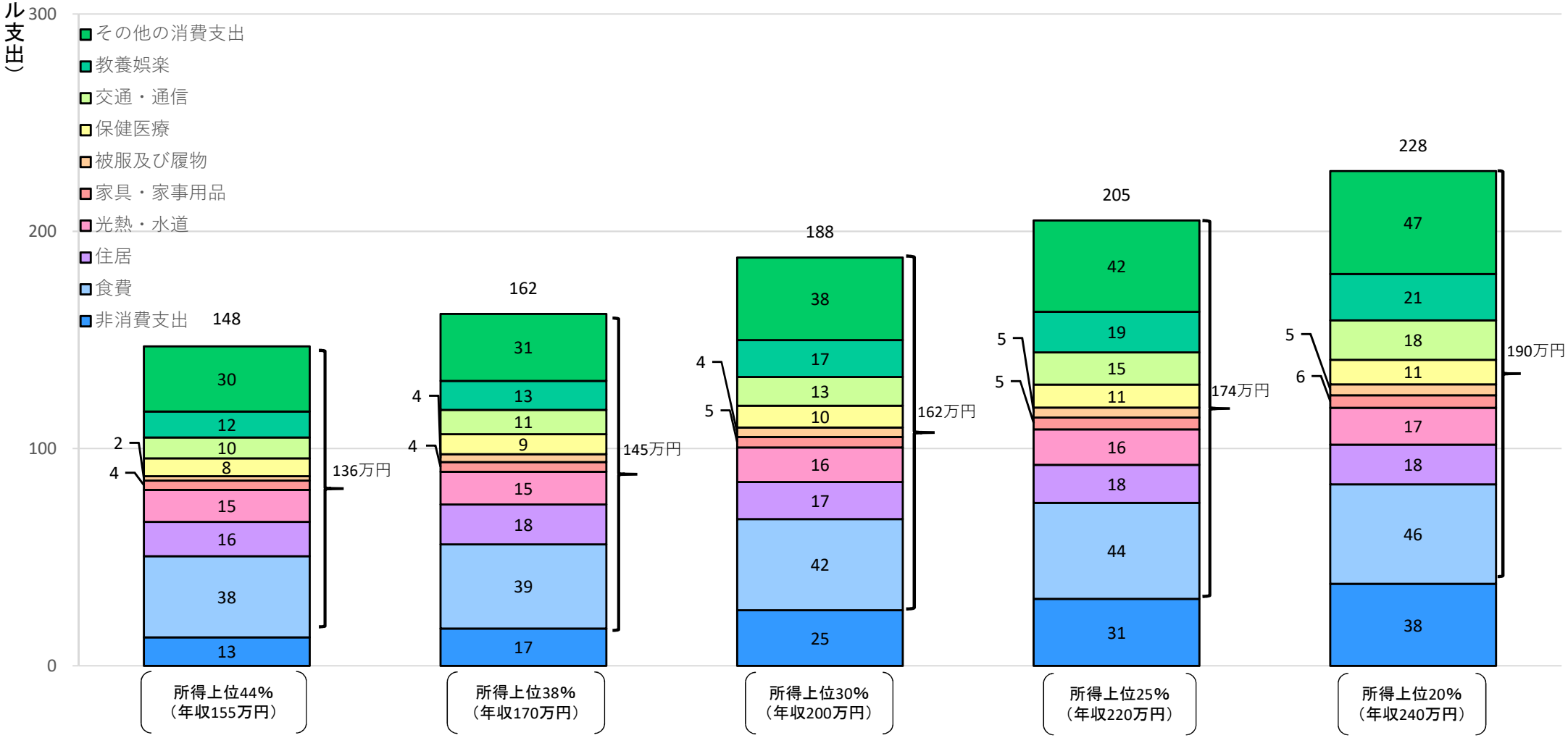

※1　「非消費支出」は、各年収を基に現行の税率や社会保険料率を用いて計算した住民税・所得税及び社会保険料額と家計調査上の「他の税」×12ヶ月分の合計額。なお、「他の税」は固定資産税などを含む支出項目であるが、最小項目であるためその内訳を細分化することができない。

※2　消費支出は、家計調査（平成30年）の75歳以上単身・無職世帯により厚生労働省保険局で作成。それぞれの年収水準から±50万円以内にあるサンプルの平均値を取っている。
それぞれのサンプル数は240±50万円（上位20%）は87世帯、220±50万円（上位25%）は106世帯、200±50万円（上位30%）は123世帯、170±50万円（上位38%）は113世帯、155±50万円（上位44%）は104世帯。

※3　平成30年の家計調査の利用に当たっては、消費税率の8%から10%への見直しによる支出増分を推計し、消費支出に上乗せしている。具体的には、「酒類・外食以外の食料」、「家賃地代」、「教育」、「非消費支出」以外の支出について、消費税率の引上げ（2%分）分を算出し、消費支出に加えている。

75歳以上の夫婦2人世帯の収入と支出の状況（年収別モデル）

夫婦世帯

○　75歳以上の夫婦２人世帯について、モデル年収ごとに、現行制度を基に非消費支出（税・社会保険料）を推計するとともに、一定の仮定に基づき、平均的な消費支出を推計し、収入と支出の状況をごく粗くみたもの。

（単位：万円）

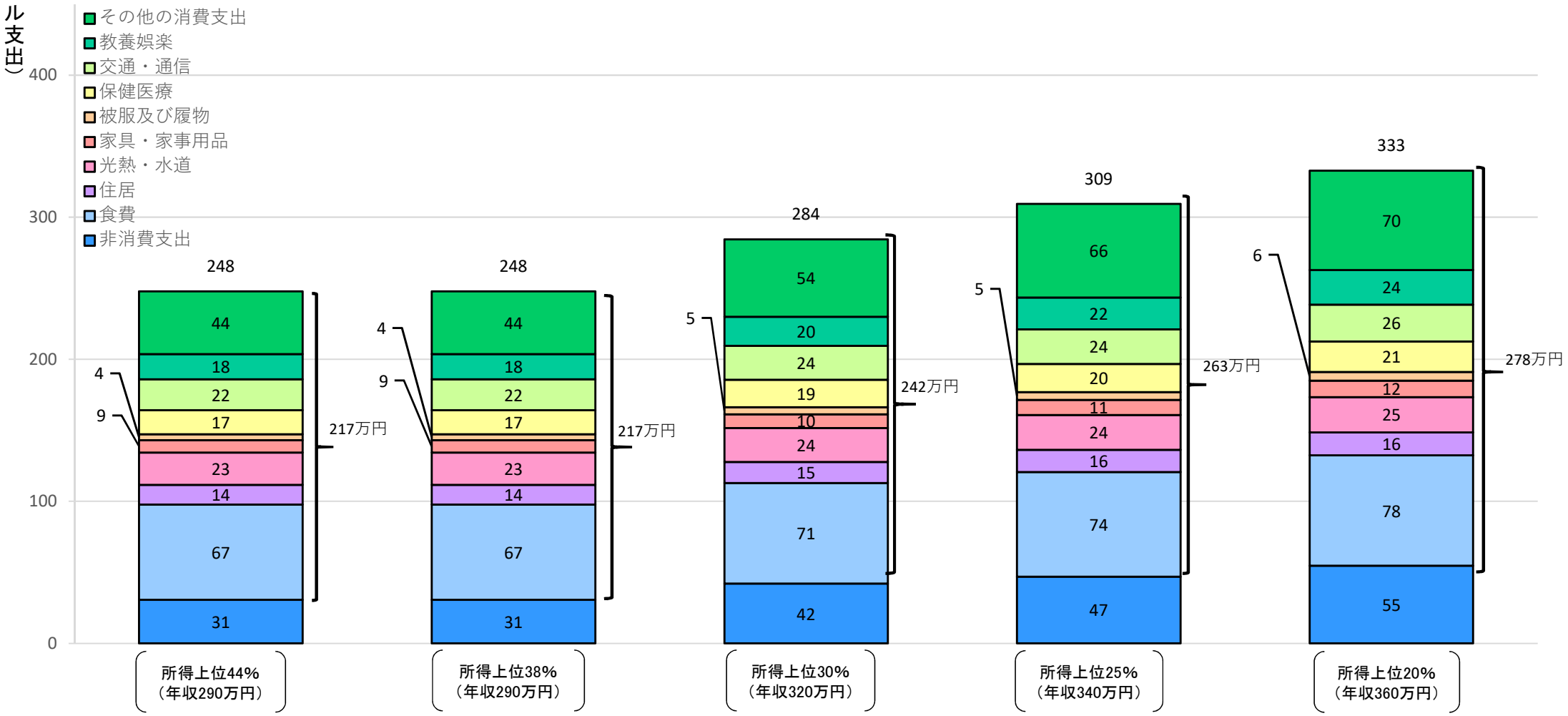

※1　「非消費支出」は、各年収を基に現行の税率や社会保険料率を用いて計算した住民税・所得税及び社会保険料額と家計調査上の「他の税」×12ヶ月分の合計額。なお、「他の税」は固定資産税などを含む支出項目であるが、最小項目であるためその内訳を細分化することができない。

※2　消費支出は、家計調査（平成30年）の75歳以上夫婦・無職世帯により厚生労働省保険局で作成。それぞれの年収水準から±50万円以内にあるサンプルの平均値を取っている。
それぞれのサンプル数は360±50万円（上位20%）は204 世帯、340±50万円（上位25%）は224世帯、320±50万円（上位30%）は232世帯、290±50万円（上位38%、上位44%）は209世帯。

※3　平成30年の家計調査の利用に当たっては、消費税率の8%から10%への見直しによる支出増分を推計し、消費支出に上乗せしている。具体的には、「酒類・外食以外の食料」、「家賃地代」、「教育」、「非消費支出」以外の支出について、消費税率の引上げ（2%分）分を算出し、消費支出に加えている。

②　配慮措置について

配慮措置の考え方（案）①

○　75歳以上の高齢者は、ほぼ全てが外来受診している。そのうち5割弱の者が毎月診療を受診している。

○　窓口負担割合を2割に引き上げることにより影響を受ける者の多くが、外来受診者である。窓口負担を2割負担とした場合、およそ6割の者が高額療養費の限度額に該当せず、負担が2倍となる。

○　1人当たり平均窓口負担額（年間）は、2割負担となると、約3.4万円増えるがほとんどは外来の影響。

年間で外来受診した患者の割合（後期高齢者）

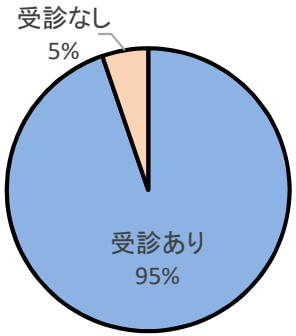

外来受診した患者の受診月数（後期高齢者）

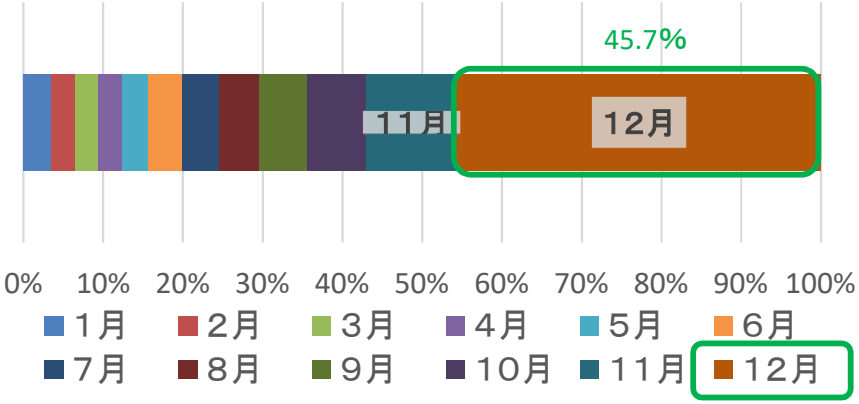

出典：医療給付実態調査（平成30年度）
（注）1．集計対象は、協会（一般）、組合健保、国民健康保険及び後期高齢者医療の加入者である。
2．同一医療保険制度内の同一の者に係るレセプトを合計し、個人単位のデータにして集計(「名寄せ」)したものから、平成30年度において1年間のうち外来を受診したことのある月の数を集計したもの。
3．加入者数は、データの提出のあった保険者の加入者数の合計である。

【1人当たり平均窓口負担額（年間）の変化】

	現行 （1割負担）	2割負担
外来	4.6万円	7.6万円 （**＋3.1万円**）
入院	3.5万円	3.9万円 （＋0.4万円）
計	8.1万円	11.5万円 （**＋3.4万円**）

※（）内は、現行制度からの増加額

配慮措置の考え方（案）②

○ **配慮措置については、下記の内容で講じてはどうか。**

① 長期にわたる外来受診について、急激な負担増を抑制するため、2割負担になる者の外来受診の負担増加額について、最大の場合（月9,000円）の半分である月4,500円とする。

※ 具体的には、負担額が月9,000円を超えた場合（すなわち医療費が45,000円を超えた場合）には、超えた医療費については１割負担となるよう、高額療養費の上限額を設定する。

② 急激な負担増加を抑制するためのものであり、２年間の経過措置とする。

※ 急激な負担増加を抑制しつつ、団塊の世代全員が後期高齢者入りする2025年までに本則とするため、２年間の経過措置とする。

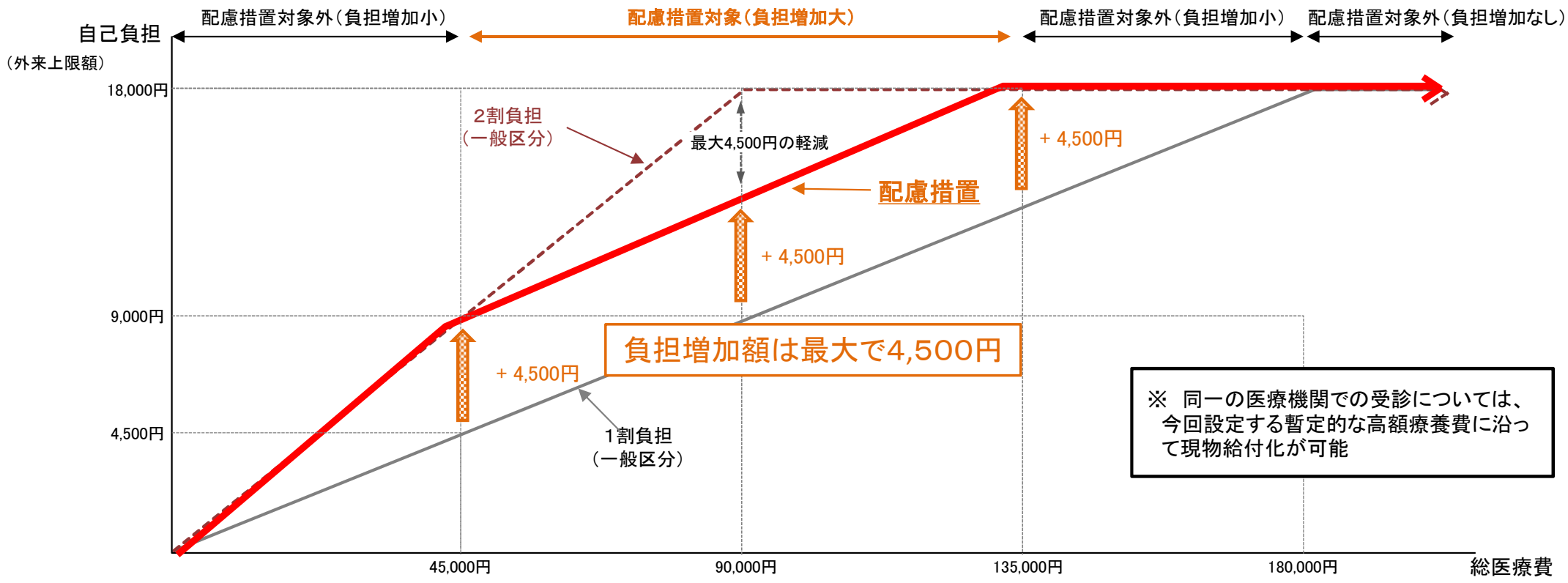

※ 同一の医療機関での受診については、今回設定する暫定的な高額療養費に沿って現物給付化が可能

配慮措置の効果①（平均窓口負担額の変化）

○　一定所得以上の者が2割負担となった場合、**配慮措置を講じることにより、窓口負担額の年間平均が**約8.1万円⇒約11.1万円（配慮措置前は約11.5万円）となり、負担を抑制

○　配慮措置の対象となる長期頻回受診者等は、外来患者の約6割に該当する。

【1人当たり平均窓口負担額（年間）の変化】

	現行（1割負担）	2割負担
外来	4.6万円	7.6万円（**＋3.1万円**）
入院	3.5万円	3.9万円（＋0.4万円）
計	8.1万円	11.5万円（**＋3.4万円**）

※（）内は、現行制度からの増加額

	現行（1割負担）	2割負担
外来	4.6万円	7.2万円（**＋2.7万円**）
入院	3.5万円	3.9万円（＋0.4万円）
計	8.1万円	11.1万円（**＋3.1万円**）

※（）内は、現行制度からの増加額

▲0.4万円

配慮措置の効果②（具体的な疾病例）

○ 長期にわたり頻繁に受診が必要な患者が、大幅な負担増により必要な受診が抑制されないよう配慮。

	現行	見直し後			
		配慮措置なし		配慮措置あり	
			見直し影響額		配慮措置効果額
1. 窓口負担額が2倍になる例					
(1)「関節症（膝の痛みなど）」で外来受診している場合 ※関節症患者の外来受診の平均的な診療間隔8日を基に計算（1年間通院）	3．2万円 （2,800円/月）	6．4万円 （5,600円/月）	（3．2万円増） （2,800円増/月）	6．4万円 （5,600円/月）	負担増/月は4500円以内
(2)「高血圧性疾患」で外来受診している場合 ※高血圧性疾患の外来受診の平均的な診療間隔17日を基に計算（1年間通院）	2．9万円 （2,600円/月）	5．7万円 （5,200円/月）	（2．9万円増） （2,600円増/月）	5．7万円 （5,200円/月）	負担増/月は4500円以内
(3)「脳血管疾患」で外来受診している場合 ※脳血管疾患患者の外来受診の平均的な診療間隔14日を基に計算（1年間通院）	4．1万円 （4,500円/月）	8．1万円 （9,000円/月）	（4．1万円増） （4,500円増/月）	8．1万円 （9,000円/月）	負担増/月は4500円以内
(4)「関節症」及び「高血圧性疾患」で外来受診した場合	6．1万円 （5,400円/月）	12．2万円 （10,800円/月）	（6．1万円増） （5,400円増/月） 月4500円以内に抑制	11．3万円 （9,900円/月）	（0．8万円） （900円/月減）
(5)「関節症」及び「脳血管疾患」で外来受診した場合	7．3万円 （7,300円/月）	14．4万円 （14,600円/月）※	（7．1万円増） （7,300円増/月） 月4500円以内に抑制	12．7万円 （11,800円/月）	（1．7万円） （2,800円/月減）
2. 窓口負担額が変化しない例					
(1)「骨折」して入院した場合 ※骨折の入院の平均的な在院日数50日を基に計算	11．5万円 （57,600円/月）	11．5万円 （57,600円/月）	（負担増なし）		
(2)「悪性新生物」で入院した場合 ※悪性新生物の入院の平均的な在院日数22日を基に計算	5．8万円 （57,600円/月）	5．8万円 （57,600円/月）	（負担増なし）		
3. 窓口負担額の変化が2倍未満である例					
「悪性新生物」で外来受診している場合 ※悪性新生物の外来受診の平均的な診療間隔12日を基に計算（1年間通院）	14．3万円 （13,800円/月）	14．4万円※ （18,000円/月）	（0．1万円増） （4,200円増/月）	14．4万円 （18,000円/月）	負担増/月は4500円以内

たとえば複数疾病により受診した場合などには、配慮措置の対象となり、負担が軽減されることとなる

※年間上限により年14.4万円に負担軽減される

配慮措置の対象者となる者の割合等

【1人当たり平均窓口負担額（年間）】

	現行（１割負担）	２割負担	配慮措置
外来	4.6万円	7.6万円（**＋3.1万円**）	7.2万円（**＋2.7万円**）
入院	3.5万円	3.9万円（＋0.4万円）	3.9万円（+0.4万円）
合計	8.1万円	11.5万円（**＋3.4万円**）	11.1万円（**＋3.1万円**）

【外来・入院別の2割負担となる者の特徴】

※割合（%）は全て新たに２割負担となる対象者に対する割合

		外来	入院
	外来受診又は入院した患者 （１年間のうちに１度でも受診・入院した者）	**96%** （平均9.5ヶ月受診）	25% （平均2.9ヶ月受診）
①	**２割負担となっても負担増加がない者** （全ての受診月で高額療養費の対象） →現行制度における窓口負担が外来月額18,000円以上、入院月額57,600円以上	**3%**	6% （平均2.9ヶ月受診）
②	**全ての受診月で負担額が２倍となる者** （全ての受診月で窓口負担が外来月額9,000円以下、入院月額28,800円以下）	**61%**	4% （平均3.1ヶ月受診）
③	**②以外で、負担増となる月がある者**	**32%** （平均10.2ヶ月受診）	15% （平均3.1ヶ月受診）

※　上記は、配慮措置がないとした場合のもの

※割合（%）は負担増となる者に対する割合

配慮措置の対象となる月がある者 （いずれかの受診月の負担増加額が4,500円超）	**約60%**

③　施行期日について

第2章　各分野の具体的方向性

3．医療

（2）大きなリスクをしっかり支えられる公的保険制度の在り方

①後期高齢者の自己負担割合の在り方

人生100年時代を迎える中、高齢者の体力や運動能力は着実に若返っており、高い就業意欲の下、高齢期の就労が大きく拡大している。こうした中で、年齢を基準に「高齢者」と一括りにすることは現実に合わなくなっており、元気で意欲ある高齢者が、その能力を十分に発揮し、年齢にかかわりなく活躍できる社会を創る必要がある。

このため、70歳までの就業機会確保や、年金の受給開始時期の選択肢の拡大による高齢期の経済基盤の充実を図る取組等にあわせて、医療においても、現役並み所得の方を除く75歳以上の後期高齢者医療の負担の仕組みについて、負担能力に応じたものへと改革していく必要がある。これにより、2022年にかけて、団塊の世代が75歳以上の高齢者となり、現役世代の負担が大きく上昇することが想定される中で、現役世代の負担上昇を抑えながら、全ての世代が安心できる社会保障制度を構築する。

具体的には、以下の方向性に基づき、全世代型社会保障検討会議において最終報告に向けて検討を進める。同時に、社会保障審議会においても検討を開始する。**遅くとも団塊の世代が75歳以上の高齢者入りする2022年度初までに改革を実施できるよう、最終報告を取りまとめた上で、同審議会の審議を経て、来年夏までに成案を得て、速やかに必要な法制上の措置を講ずる。**

- 後期高齢者（75歳以上。現役並み所得者は除く）であっても一定所得以上の方については、その医療費の窓口負担割合を2割とし、それ以外の方については1割とする。
- その際、高齢者の疾病、生活状況等の実態を踏まえて、**具体的な施行時期**、2割負担の具体的な所得基準とともに、長期にわたり頻繁に受診が必要な患者の高齢者の生活等に与える影響を見極め適切な配慮について、検討を行う。

④　財政影響について

窓口負担の見直しに係る財政影響

	給付費	後期高齢者支援金 （現役世代の負担軽減）	後期高齢者 保険料 （高齢者の負担軽減）	公費
上位20%の場合 課税所得64万円 収入単身240万円、複数360万円	▲1,240億円	▲470億円	▲120億円	▲650億円
上位25%の場合 課税所得45万円 収入単身220万円、複数340万円	▲1,750億円	▲670億円	▲170億円	▲920億円
上位30%の場合 課税所得28万円 収入単身200万円、複数320万円	▲2,290億円	▲880億円	▲220億円	▲1,200億円
上位38%の場合 課税所得あり 収入単身170万円、複数290万円	▲3,200億円	▲1,220億円	▲310億円	▲1,660億円
上位44%の場合 所得35万円 収入単身155万円、複数290万円	▲3,740億円	▲1,430億円	▲370億円	▲1,960億円

一定所得以上の者の窓口負担割合を2割に引き上げ、一般所得の後期高齢者に対して、外来自己負担増加額を最大4,500円にした場合（2022年度施行、満年度）。
※1　本推計は、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみる必要がある。
※2　2020年度予算ベースを足下にし、2022年度までの人口構成の変化を機械的に織り込んだ推計値。なお、医療の高度化等による伸びは直近の実績値により見込んでいる。
※3　実効給付率が変化した場合に経験的に得られている医療費の増減効果（いわゆる長瀬効果）を見込んでいる。
※4　後期高齢者支援金のうち国保からの支援金には公費が含まれており、右列の「公費」に計上している金額以外にも一定の公費に財政影響がある。

参考①　後期高齢者の所得の状況等について

高齢者の収入の状況

○ 平均収入は、50～54歳を頂点に、年齢を重ねるにつれて低下。
○ 75歳以上個人の収入は、50%以上が150万円未満の階層に分布している。

＜年齢階層別の平均収入＞

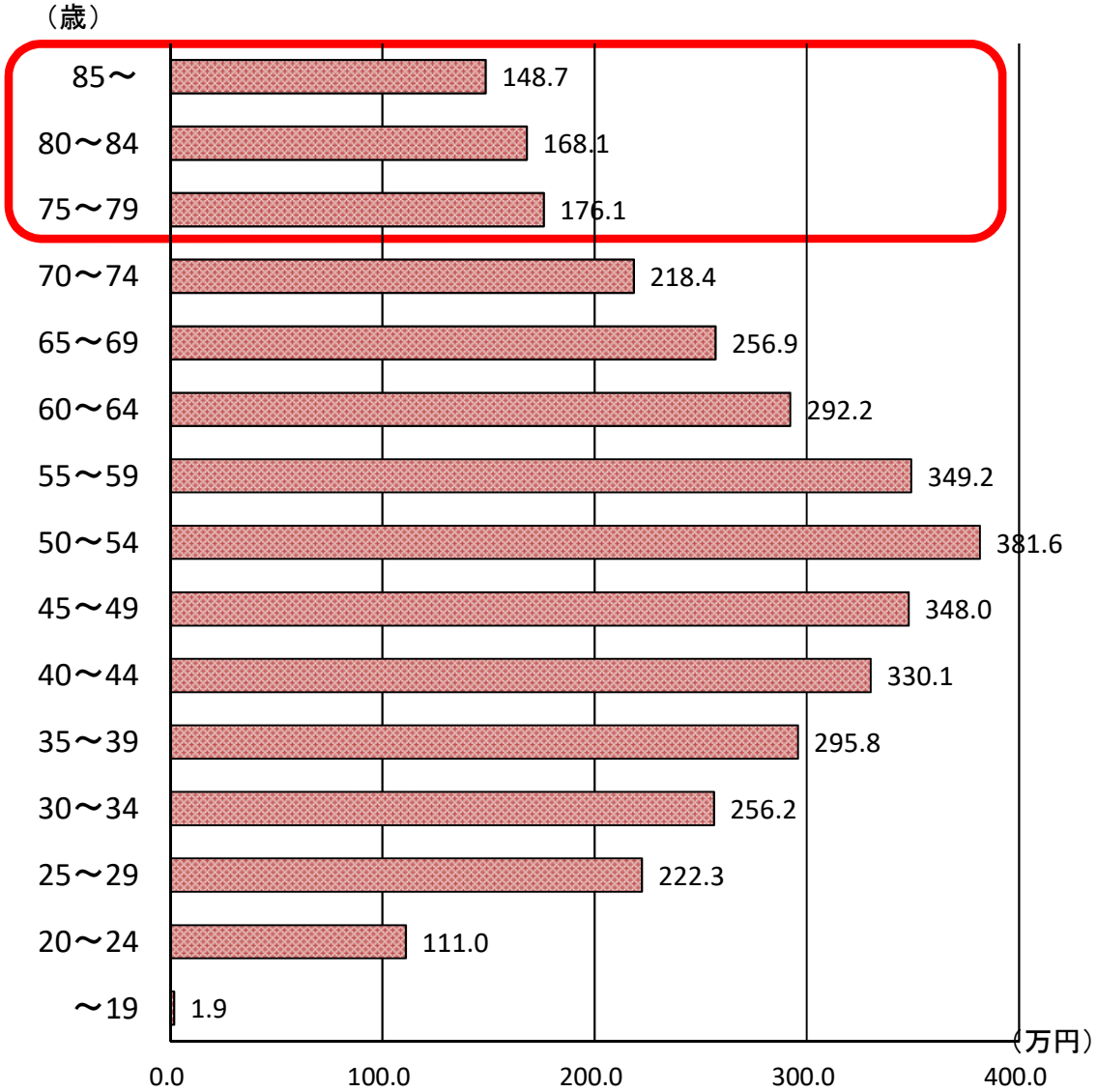

＜75歳以上個人の収入額の分布＞

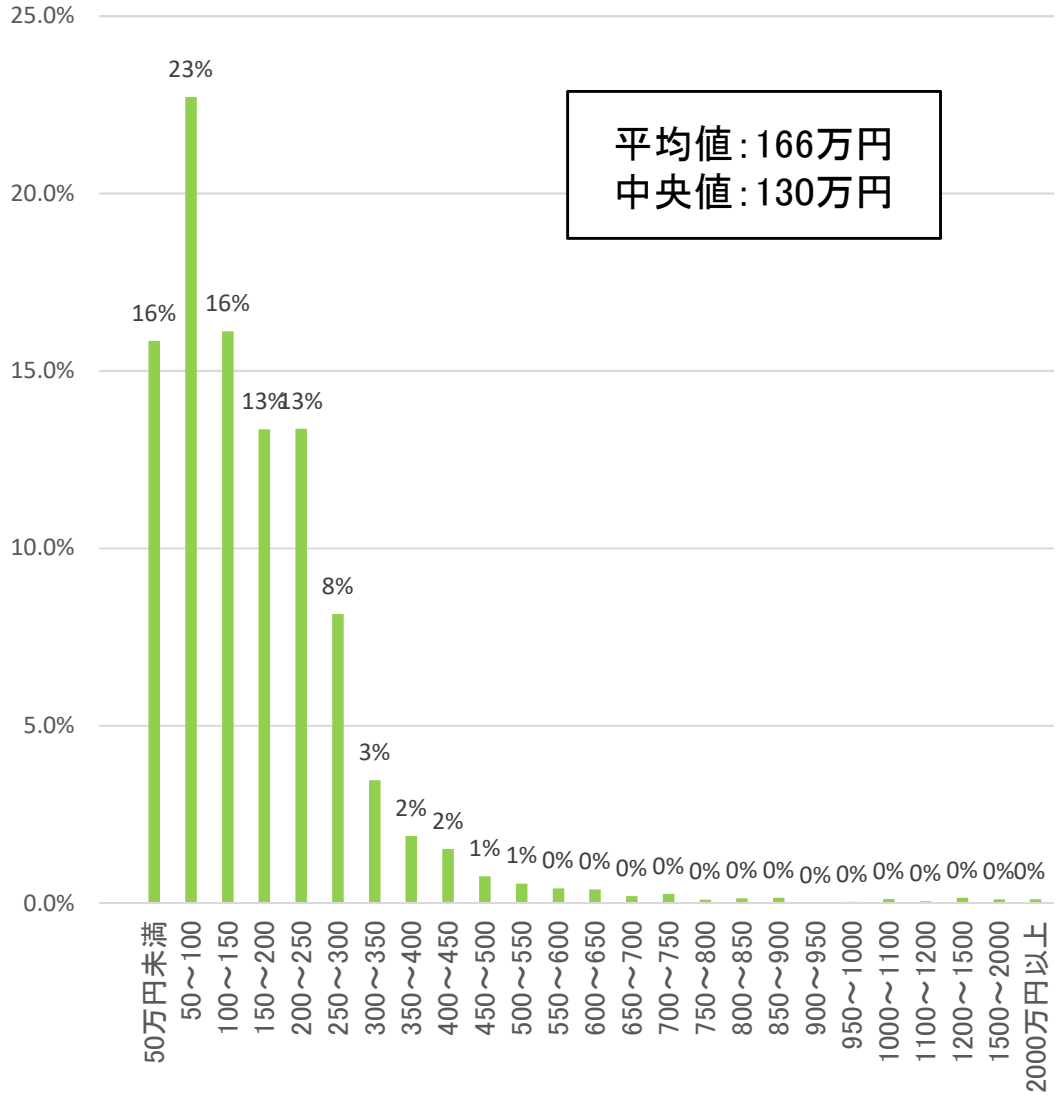

【出典】2019年（令和元年）国民生活基礎調査（抽出調査）
※ 「収入」は、給与収入、年金等については給与所得控除、公的年金等控除を適用する前の金額。（事業収入等に係る仕入原価や必要経費は差し引いている）

後期高齢者医療制度加入者の課税所得分布

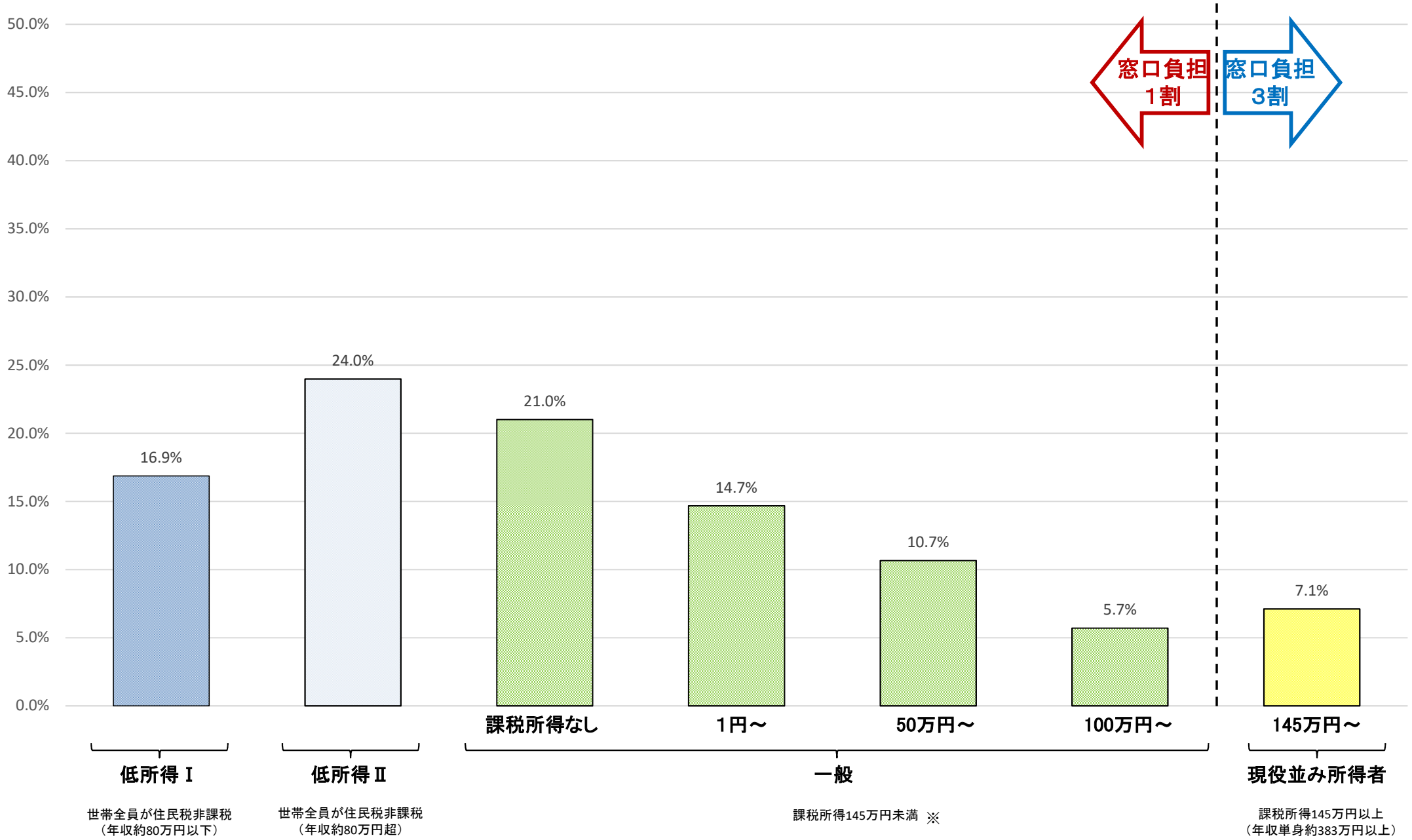

出典：令和２年７月時点の後期高齢者被保険者の所得状況等実態調査による令和元年の課税所得
　　後期高齢者制度の被保険者について、世帯内の被保険者の最大課税所得の階級別に集計。（例：夫100万円と妻０円の世帯の場合には、100万円２名とカウント）
※　課税所得のある子ども等と同居していない場合は年収「155万円超」、同居している場合は年収「155万円以下」も含む。

一般区分の「課税所得なし」の世帯収入について

○　一般区分の「課税所得なし」は、同居する子等に住民税非課税水準を超える所得がある世帯が含まれる。

○　子との２人世帯で子が給与所得者の場合と仮定すると、子の収入は156万円超である。
※子の収入は、住民税非課税水準の所得（91万円）＋給与収入（給与所得控除65万円）で算定。

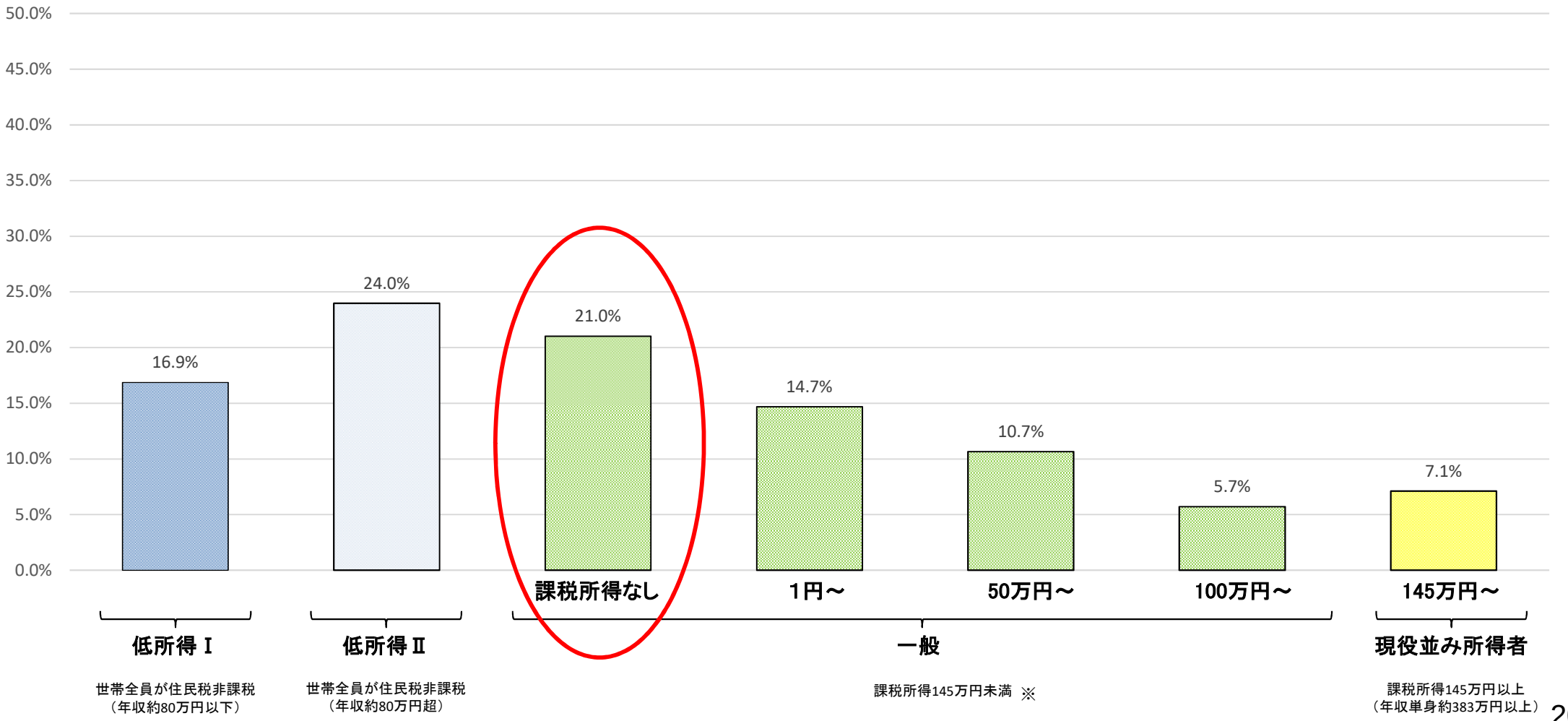

後期高齢者医療における窓口負担と保険料の判定について

窓口負担	保険料
○　現役並み所得者の判定は、世帯内の後期高齢者の最大課税所得者の課税所得により判定。【個人単位】 ○　低所得区分の判定は、同居する子ども等も含めた世帯全員が住民税非課税かどうかで判定。【世帯単位】	○　被保険者本人の所得により判定。【個人単位】 ○　保険料の軽減の判定は、世帯主と世帯内の被保険者の所得の合計により判定。【世帯単位】

（参考）後期高齢者医療における所得等の範囲の比較

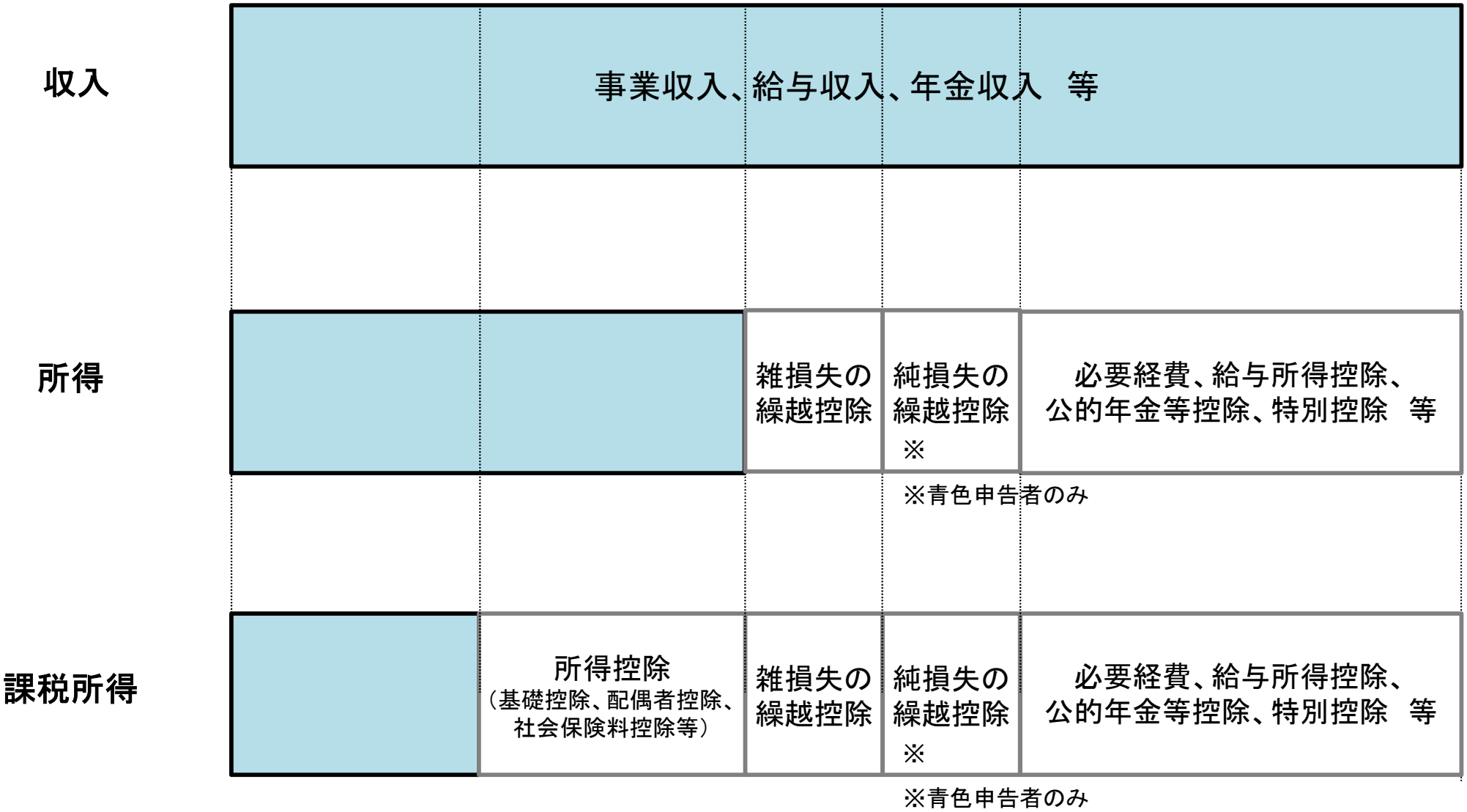

※上図の所得は、「総所得金額等」。なお、「合計所得金額」は総所得金額等に純損失・雑損失の繰越控除を足したもの。

75歳以上の単身世帯の収入と支出の状況（年収別モデル）

単身世帯

○　75歳以上の単身世帯について、年収50万円階級ごとに、現行制度を基に非消費支出（税・社会保険料）を推計するとともに、一定の仮定に基づき、平均的な消費支出を推計し、収入と支出の状況をごく粗くみたもの。

（単位：万円）

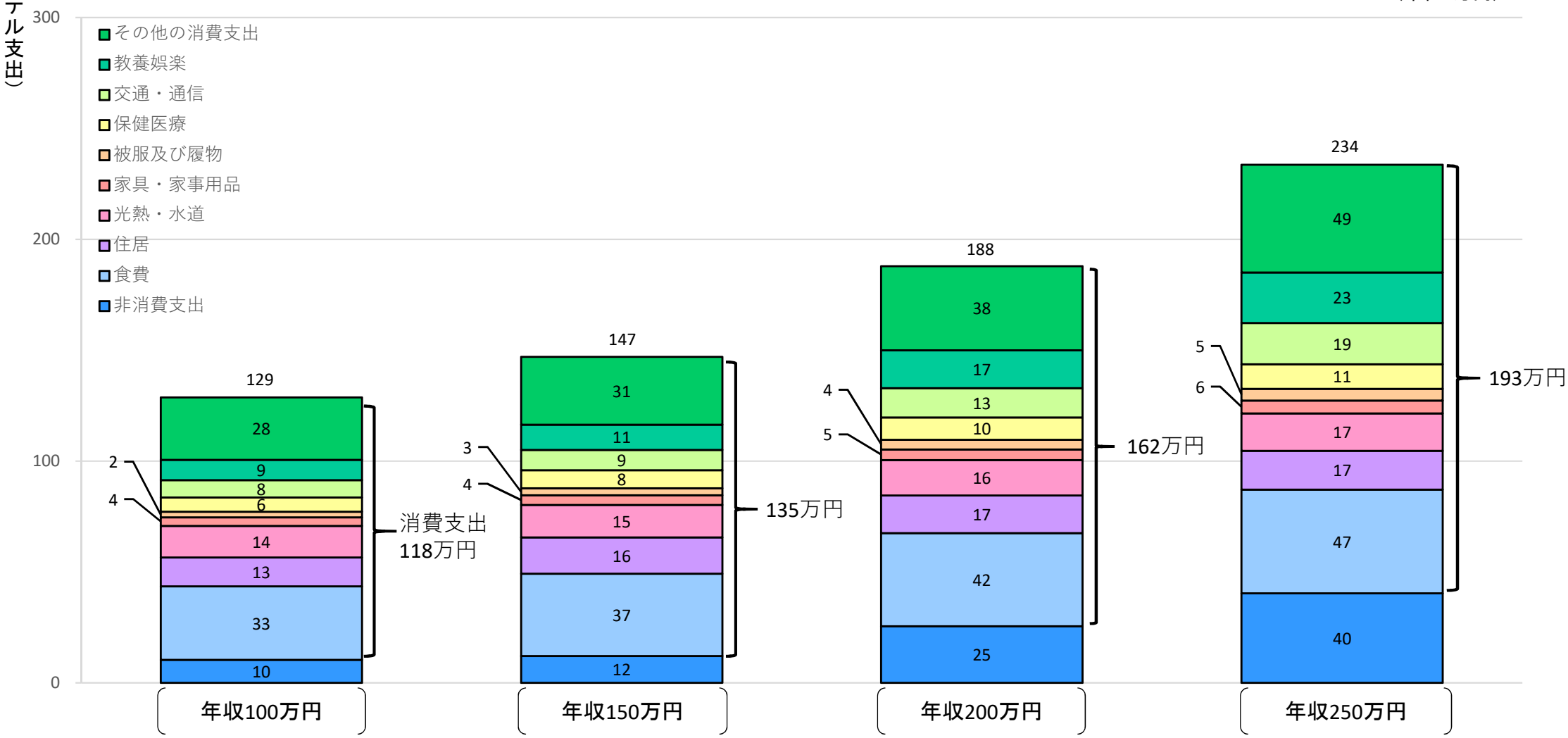

※1　「非消費支出」は、各年収を基に現行の税率や社会保険料率を用いて計算した住民税・所得税及び社会保険料額と家計調査上の「他の税」×12ヶ月分の合計額。なお、「他の税」は固定資産税などを含む支出項目であるが、最小項目であるためその内訳を細分化することができない。

※2　消費支出は、家計調査（平成30年）の75歳以上単身・無職世帯により厚生労働省保険局で作成。それぞれの年収水準から±50万円以内にあるサンプルの平均値を取っている。
それぞれのサンプル数は250万円±50万円は78世帯、200±50万円は123世帯、150±50万円は100世帯、100±50万円は58世帯。

※3　平成30年の家計調査の利用に当たっては、消費税率の8%から10%への見直しによる支出増分を推計し、消費支出に上乗せしている。具体的には、「酒類・外食以外の食料」、「家賃地代」、「教育」、「非消費支出」以外の支出について、消費税率の引上げ（2%分）分を算出し、消費支出に加えている。

75歳以上の夫婦2人世帯の収入と支出の状況（年収別モデル）

夫婦世帯

○　75歳以上の夫婦２人世帯について、年収100万円階級ごとに、現行制度を基に非消費支出（税・社会保険料）を推計するとともに、一定の仮定に基づき、平均的な消費支出を推計し、収入と支出の状況をごく粗くみたもの。

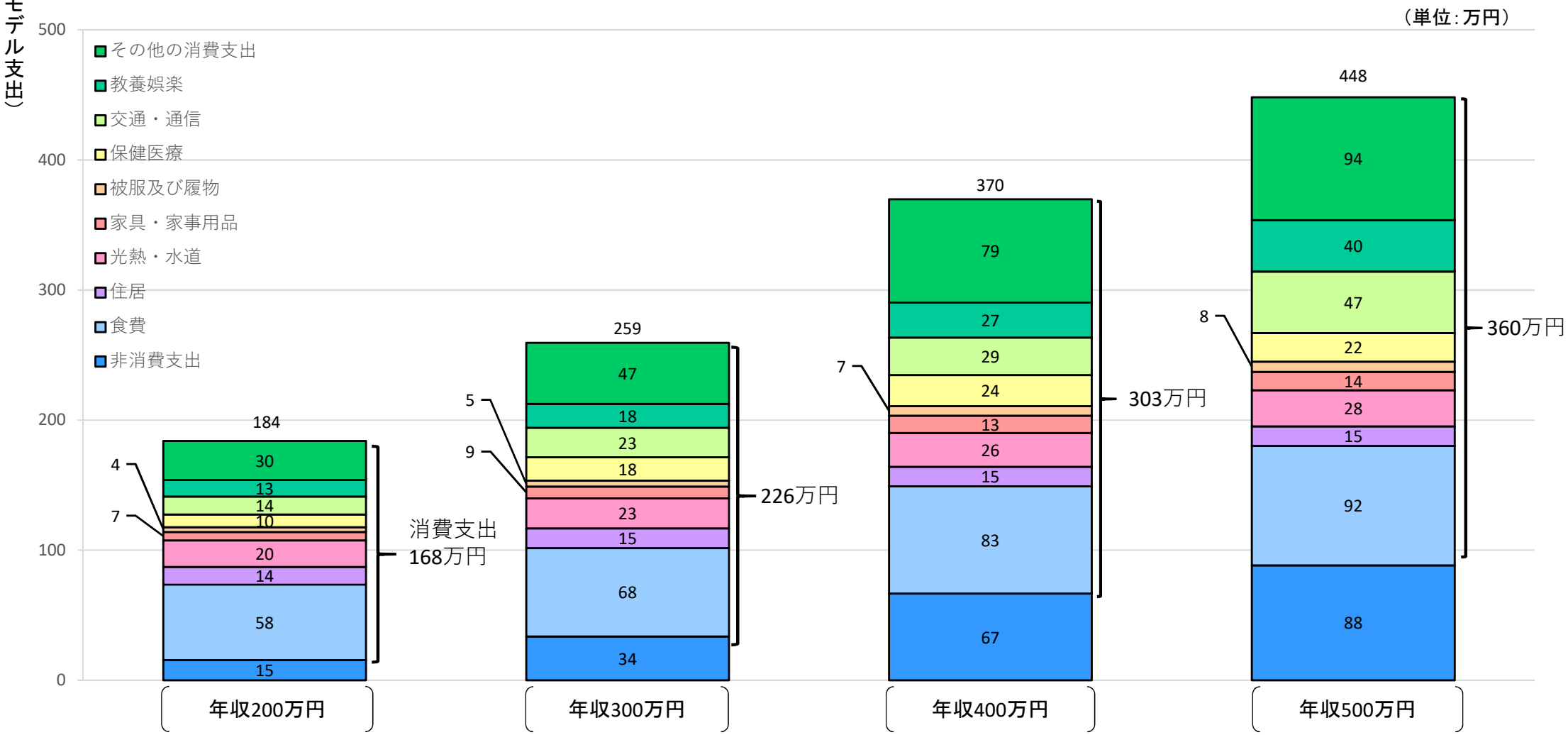

※1　「非消費支出」は、各年収を基に現行の税率や社会保険料率を用いて計算した住民税・所得税及び社会保険料額と家計調査上の「他の税」×12ヶ月分の合計額。なお、「他の税」は固定資産税などを含む支出項目であるが、最小項目であるためその内訳を細分化することができない。

※2　消費支出は、家計調査（平成30年）の75歳以上夫婦・無職世帯により厚生労働省保険局で作成。それぞれの年収水準から±50万円以内にあるサンプルの平均値を取っている。それぞれのサンプル数は500±50万円は58世帯、400±50万円は144世帯、300±50万円は220世帯、200±50万円は86世帯。

※3　平成30年の家計調査の利用に当たっては、消費税率の８％から１０％への見直しによる支出増分を推計し、消費支出に上乗せしている。具体的には、「酒類・外食以外の食料」、「家賃地代」、「教育」、「非消費支出」以外の支出について、消費税率の引上げ（２％分）分を算出し、消費支出に加えている。

後期高齢者世帯の貯蓄の状況等

＜後期高齢者世帯の貯蓄額の分布＞

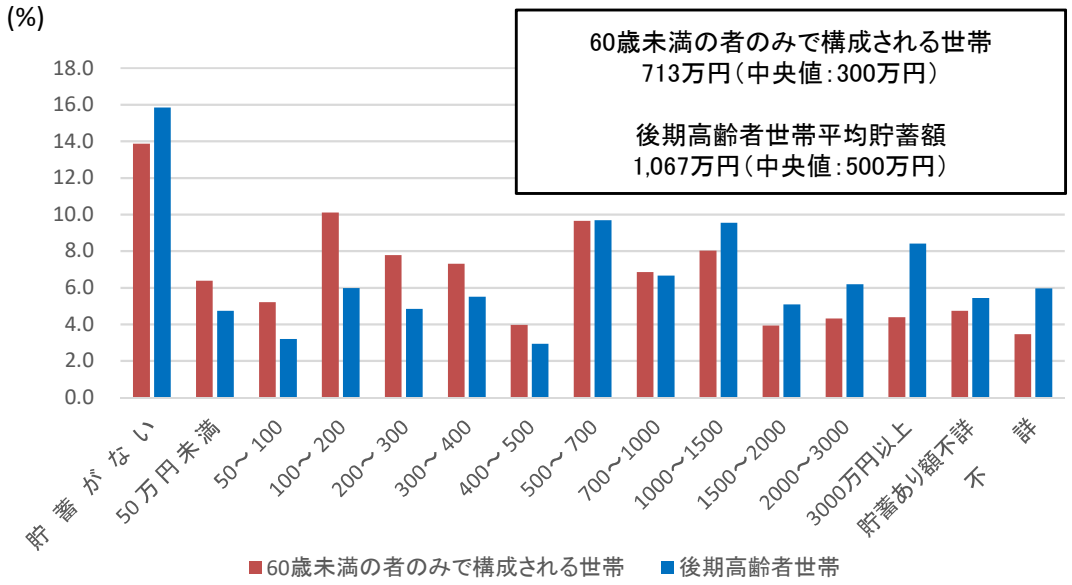

＜世帯主の年齢階級別貯蓄・負債現在高（2人以上の世帯）＞

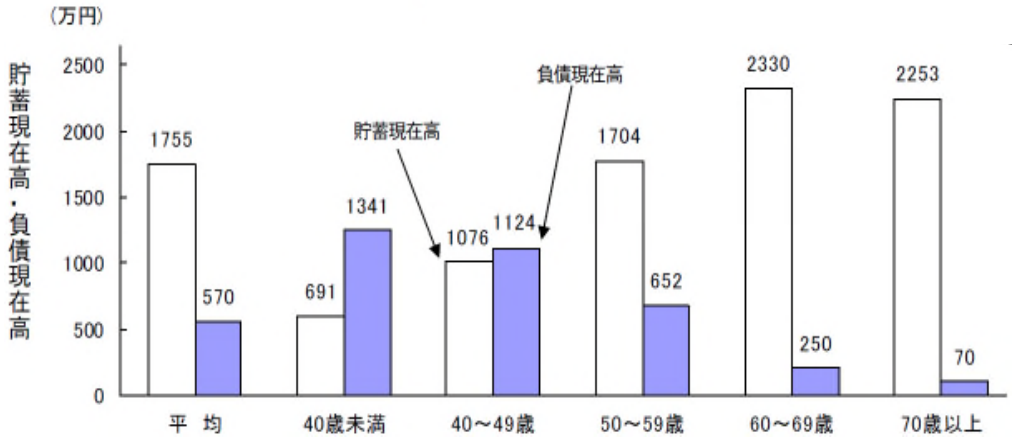

※　後期高齢者世帯とは、75歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

※　2019年（令和元年）国民生活基礎調査（保険局高齢者医療課による特別集計）による2018年（平成30年）の数値。

〔出典〕総務省「家計調査年報（貯蓄・負債編）」令和元年（2019年）

＜100万未満の年収世帯の分布＞

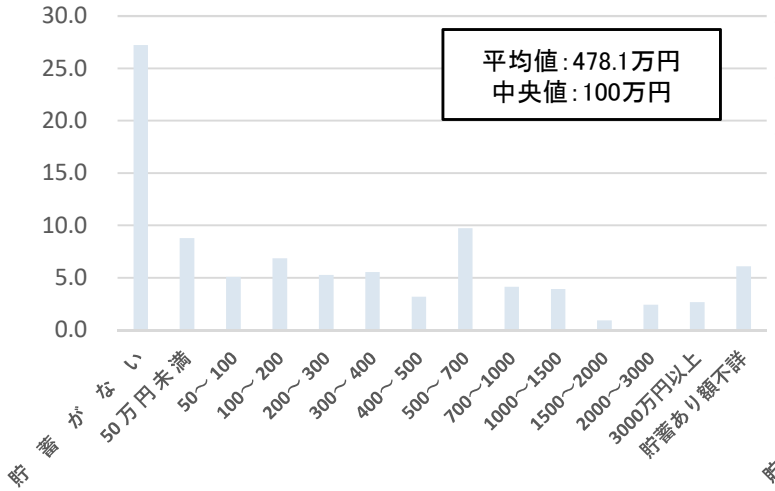

＜100万～200万の年収世帯の分布＞

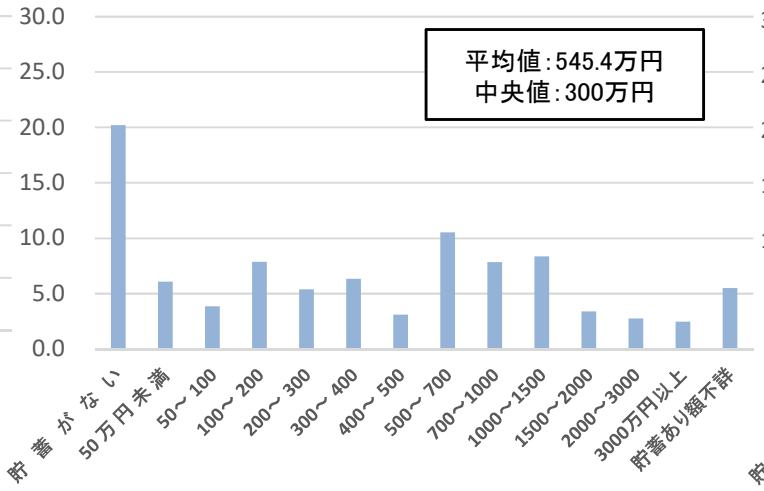

＜200万～300万の年収世帯の分布＞

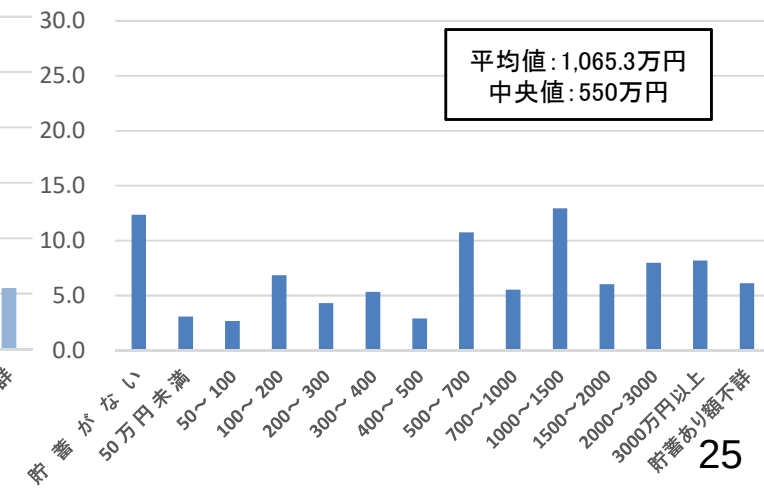

直近の家計の収支状況（令和元年・2年家計調査）

65歳以上の
夫婦無職世帯

用　途　分　類	2019年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	2020年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
集計世帯数	1,448	1,418	1,405	1,405	1,404	1,385	1,377	1,349	1,398	1,408	1,433	1,416	1,422	1,442
世帯主の年齢(歳)	76.4	76.4	76.1	76.4	76.5	76.4	76.2	76.2	76.2	76.4	76.6	76.7	76.7	76.6
受取	381,388	842,630	417,345	843,025	377,289	836,029	378,292	395,707	821,768	386,208	981,658	404,637	854,930	374,181
実収入	25,343	451,401	19,904	455,763	23,877	449,945	21,487	27,303	455,796	44,387	572,703	57,751	475,803	27,486
経常収入	16,405	444,484	16,003	451,399	20,213	440,185	16,629	19,531	450,972	19,081	467,933	23,174	467,382	23,757
特別収入	8,937	6,918	3,901	4,364	3,664	9,761	4,858	7,772	4,824	25,306	104,770	34,577	8,421	3,729
実収入以外の受取(繰入金を除く)	279,801	323,138	313,041	310,841	272,310	309,945	280,272	288,798	292,334	258,622	333,045	265,666	301,671	264,728
繰入金	76,244	68,091	84,401	76,421	81,101	76,139	76,533	79,605	73,638	83,200	75,910	81,220	77,455	81,967
支払	381,388	842,630	417,345	843,025	377,289	836,029	378,292	395,707	821,768	386,208	981,658	404,637	854,930	374,181
実支出	255,770	277,472	275,210	276,060	249,723	277,567	250,308	254,777	250,064	227,935	287,529	237,094	264,157	223,051
消費支出	249,676	234,389	237,266	227,869	227,844	235,547	238,035	239,400	201,242	198,744	229,480	217,181	218,847	211,078
食料	64,839	64,945	66,690	63,529	63,964	67,892	66,862	66,463	63,434	65,143	65,224	62,967	66,741	64,975
住居	12,628	10,331	8,937	17,342	15,999	10,156	15,345	10,278	9,947	8,276	17,376	17,256	15,859	15,604
光熱・水道	23,851	21,074	20,911	16,846	15,698	16,364	17,618	24,305	22,231	19,140	17,552	15,832	16,239	17,287
家具・家事用品	8,065	6,873	8,884	11,416	12,725	12,497	14,760	7,178	7,496	9,449	13,356	12,490	12,764	9,153
被服及び履物	5,017	5,794	7,046	6,185	5,946	5,008	5,941	3,579	2,533	4,602	6,044	5,033	3,800	3,635
保健医療	15,305	15,073	14,413	15,778	15,709	14,113	16,528	16,349	16,482	13,138	16,394	17,296	16,644	16,045
医薬品	3,129	3,427	3,131	3,009	3,474	2,936	3,451	3,321	3,145	2,914	3,384	3,134	3,475	3,082
健康保持用摂取品	1,650	1,389	1,228	1,302	1,430	1,404	1,457	1,343	1,804	1,474	1,761	1,890	2,020	1,353
保健医療用品・器具	1,233	1,693	1,785	3,249	1,702	1,568	2,346	1,812	2,057	2,184	2,921	1,943	2,438	2,657
保健医療サービス	9,292	8,565	8,269	8,219	9,103	8,205	9,274	9,873	9,477	6,566	8,327	10,329	8,712	8,953
交通・通信	30,221	31,066	29,700	24,858	27,407	28,450	27,927	37,812	23,897	26,529	26,310	22,662	23,037	23,658
教育	39	0	0	0	0	0	20	51	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	24,601	28,830	28,092	24,524	22,088	21,924	25,634	18,541	17,849	15,788	17,892	18,564	18,174	19,664
その他の消費支出	65,110	50,403	52,593	47,390	48,307	59,143	47,400	54,842	37,373	36,679	49,333	45,081	45,589	41,057
非消費支出	6,094	43,084	37,944	48,191	21,879	42,019	12,273	15,377	48,821	29,190	58,049	19,912	45,310	11,973
直接税	2,524	13,811	36,510	16,307	11,130	10,688	4,716	6,277	22,416	28,349	27,014	10,333	10,702	4,868
社会保険料	3,550	29,101	1,400	31,874	10,748	31,282	7,532	9,033	26,406	836	30,970	9,564	34,608	7,090

直近の家計の収支状況（令和元年・2年家計調査）

75歳以上の夫婦無職世帯

用途分類	2019年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	2020年 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
集計世帯数	571	556	549	569	568	580	565	537	555	559	564	565	576	575
世帯主の年齢（歳）	81.62	81.69	81.52	81.57	81.69	82	81	81.84	81.93	82.02	82.05	81.91	82	82
受取	355,385	808,715	365,007	831,440	329,423	773,036	339,676	340,294	752,276	331,497	872,849	333,252	788,102	308,367
実収入	17,471	456,223	13,092	459,132	18,996	439,171	13,562	19,320	435,160	29,419	538,195	49,121	468,350	21,295
経常収入	10,333	451,455	9,525	455,788	15,718	431,362	10,551	12,984	432,508	11,462	442,790	16,445	460,192	17,736
特別収入	7,138	4,768	3,567	3,343	3,278	7,809	3,011	6,336	2,652	17,958	95,405	32,675	8,157	3,559
実収入以外の受取（繰入金を除く）	249,456	278,649	254,597	288,203	217,690	251,426	242,977	227,858	243,933	216,723	253,598	206,522	243,635	203,967
繰入金	88,457	73,844	97,318	84,105	92,736	82,438	83,137	93,116	73,183	85,355	81,056	77,609	76,118	83,105
支払	355,385	808,715	365,007	831,440	329,423	773,036	339,676	340,294	752,276	331,497	872,849	333,252	788,102	308,367
実支出	234,408	254,245	250,362	266,332	221,890	251,458	224,153	228,351	221,774	202,579	249,264	203,199	244,049	189,554
消費支出	230,560	209,836	219,499	216,051	207,570	205,430	217,017	218,182	177,200	184,174	198,834	190,482	202,161	181,159
食料	62,337	61,082	64,598	60,769	62,149	63,814	64,398	60,598	59,259	59,811	60,262	57,604	60,948	61,164
住居	13,436	7,347	7,878	14,464	13,746	9,004	12,027	8,733	8,270	11,149	16,166	16,133	16,682	7,763
光熱・水道	24,062	21,391	20,575	16,751	15,011	15,836	16,838	22,292	21,370	18,449	16,332	14,768	15,495	17,201
家具・家事用品	6,648	6,909	6,749	12,081	12,465	9,092	13,435	6,028	7,154	8,130	12,850	10,458	11,819	6,938
被服及び履物	4,245	4,312	5,860	5,845	5,281	4,032	4,957	2,809	1,831	3,500	5,045	3,866	2,995	2,662
保健医療	14,527	13,579	15,464	19,006	16,836	14,581	17,867	16,326	14,120	11,729	15,607	16,655	17,716	14,866
医薬品	2,734	3,452	3,311	2,861	3,260	3,188	3,662	3,260	3,064	2,950	3,337	3,102	3,120	2,913
健康保持用摂取品	1,402	1,599	1,171	1,578	1,654	1,614	1,806	1,612	2,568	1,604	2,051	2,218	2,681	1,859
保健医療用品・器具	1,221	2,202	2,486	5,824	1,697	1,794	2,053	1,348	2,388	2,081	3,124	1,704	2,697	1,928
保健医療サービス	9,171	6,326	8,496	8,743	10,225	7,985	10,346	10,107	6,100	5,094	7,095	9,632	9,219	8,166
交通・通信	20,403	18,661	24,401	19,239	18,279	19,902	21,394	35,804	15,521	27,085	18,149	16,757	20,225	15,987
教育	61	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	21,143	27,089	23,828	22,600	18,116	18,318	20,952	16,416	16,652	13,430	14,674	14,970	15,002	15,893
その他の消費支出	63,699	49,466	50,146	45,296	45,687	50,851	45,148	49,176	33,023	30,890	39,749	39,269	41,279	38,687
非消費支出	3,848	44,409	30,863	50,281	14,321	46,027	7,135	10,169	44,574	18,405	50,430	12,717	41,889	8,395
直接税	2,187	12,476	29,992	16,882	8,459	11,935	4,439	5,228	18,164	18,255	20,110	8,842	9,933	4,090
勤労所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46	42	0	39	0
個人住民税	29	4,645	10	7,170	1,965	7,073	704	121	3,787	120	8,018	701	5,741	287
他の税	2,157	7,831	29,982	9,712	6,493	4,863	3,735	5,107	14,377	18,089	12,050	8,141	4,153	3,802
社会保険料	1,662	31,676	794	33,383	5,862	33,995	2,696	4,907	26,410	149	30,255	3,873	31,956	4,305

参考②　後期高齢者の窓口負担や受診動向等について

外来の受診動向の比較

○ 外来診療を受けた者のうち受診月数が2ヶ月以下の割合は、被用者保険及び国民健康保険では約3割であるのに対し、後期高齢者医療では1割弱。
○ また、後期高齢者医療では、外来受診者のうち5割弱の者が毎月診療を受けている。

年間で外来受診した患者の割合

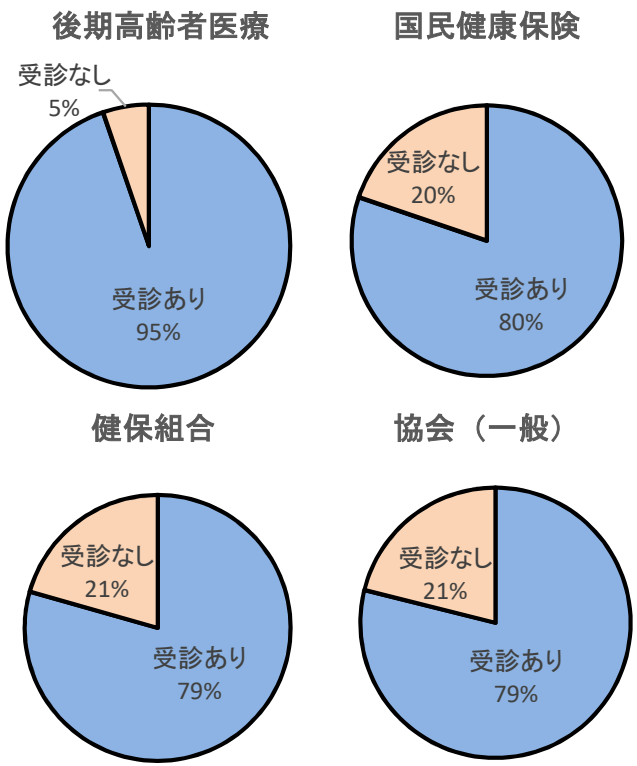

受診ありの者の受診月数

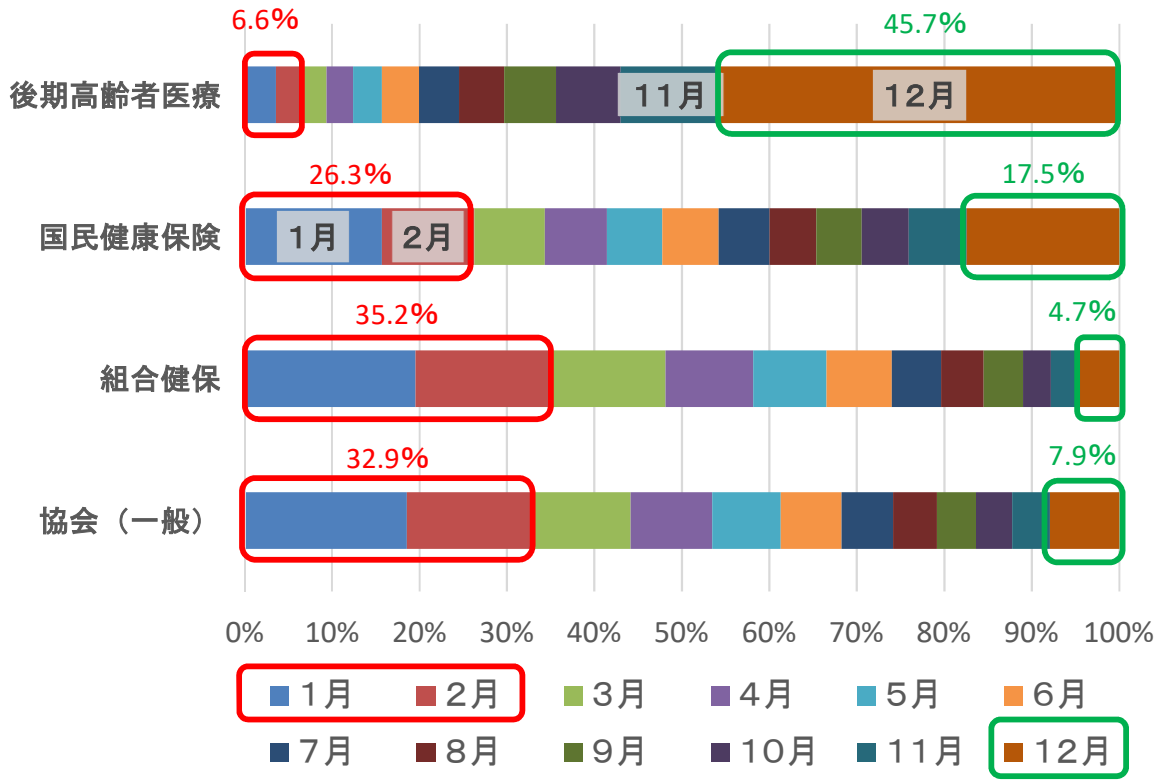

出典：医療給付実態調査（平成30年度）
（注）1. 集計対象は、協会（一般）、組合健保、国民健康保険及び後期高齢者医療の加入者である。
2. 同一医療保険制度内の同一の者に係るレセプトを合計し、個人単位のデータにして集計(「名寄せ」)したものから、平成30年度において1年間のうち外来を受診したことのある月の数を集計したもの。
3. 加入者数は、データの提出のあった保険者の加入者数の合計である。

年齢階級別１人当たり診療実日数

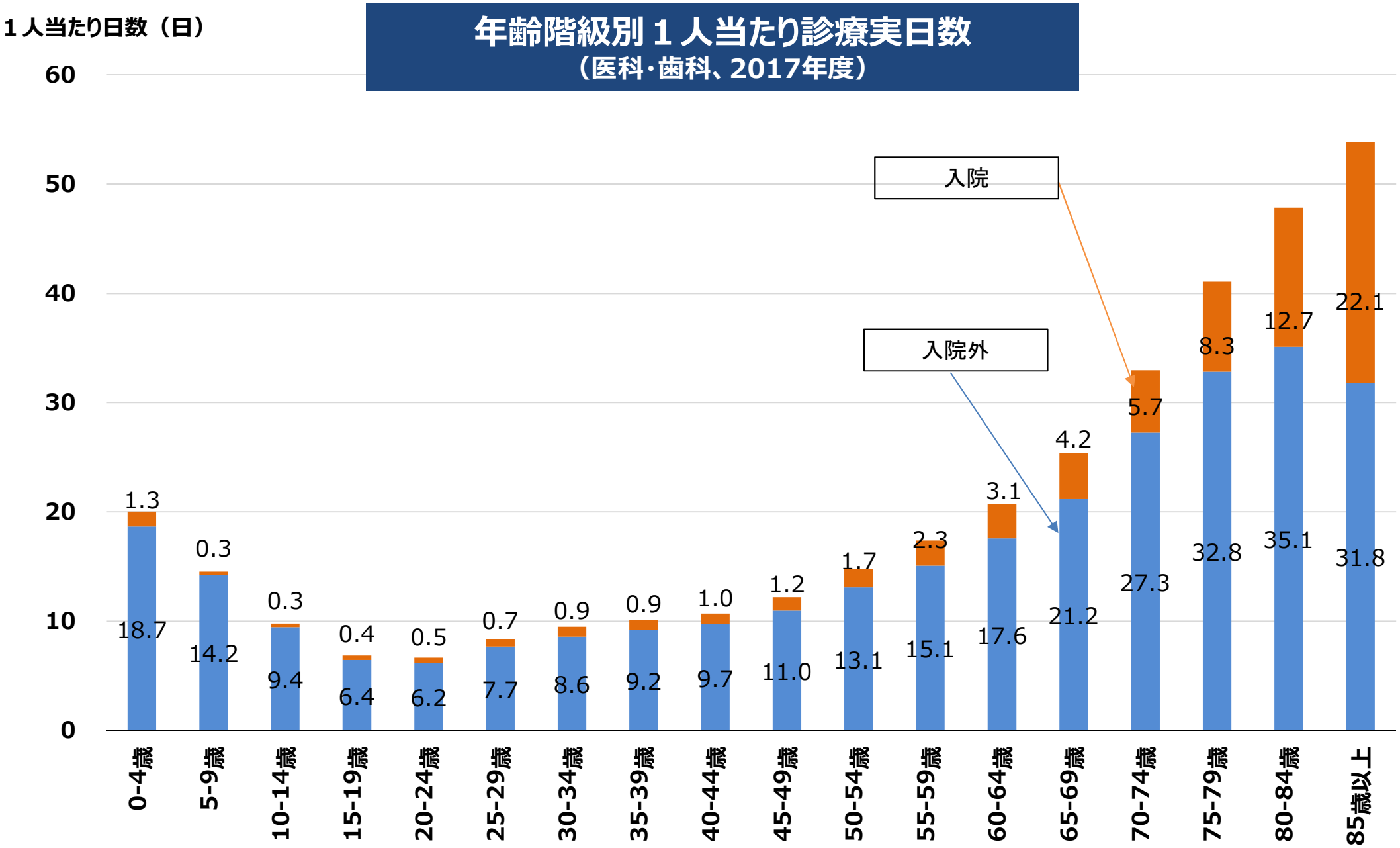

（出所）厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」（2017年度）を基に作成。
※訪問診療、往診は基本的に「入院外」に計上されているが、往診の一部は「入院」に計上されている。

年齢階級別の１人当たり医療費

○　１人当たり医療費は、高齢になるにつれて増加する。

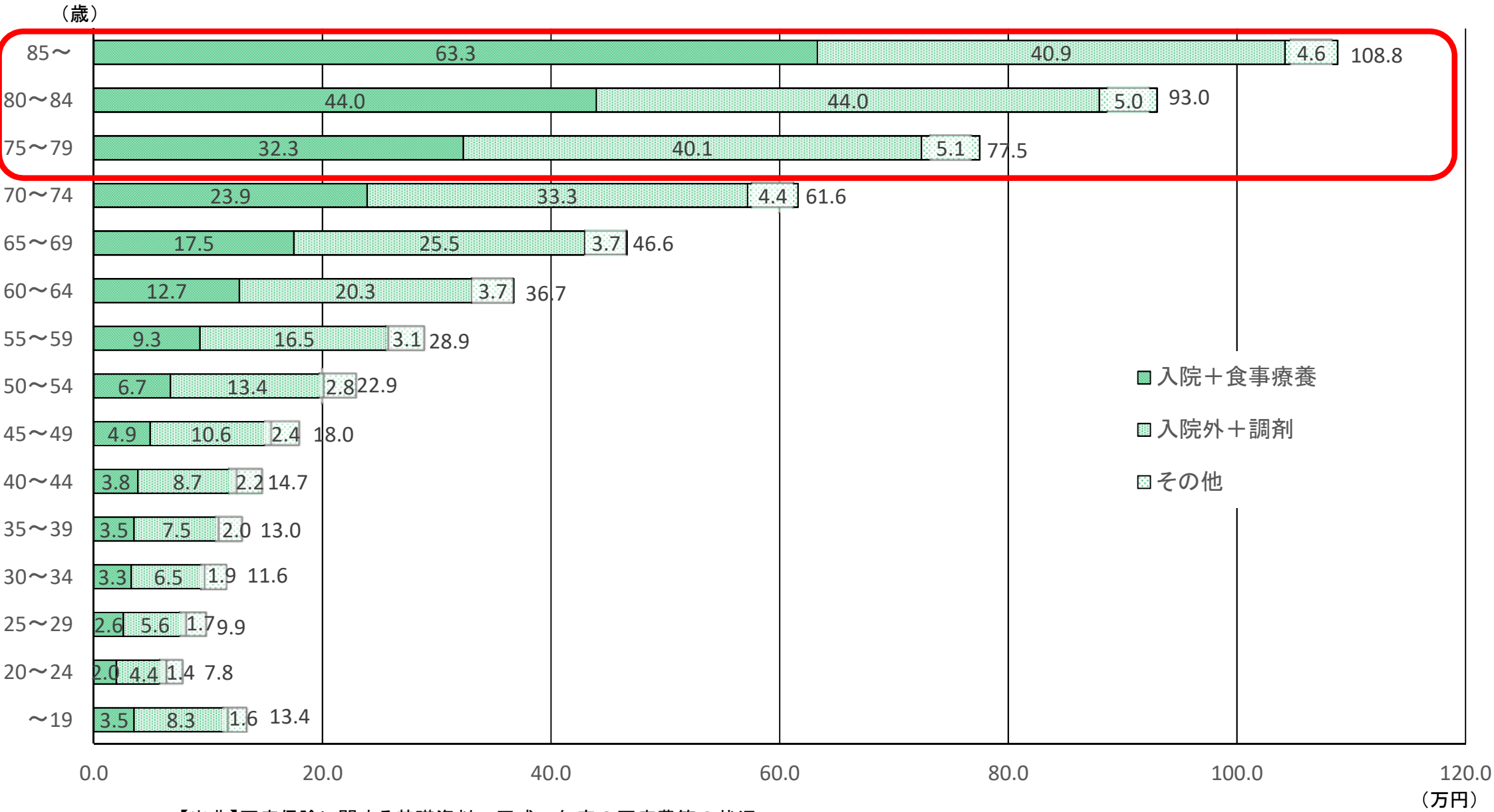

【出典】医療保険に関する基礎資料～平成29年度の医療費等の状況～
「その他」は歯科、療養費など

年齢階級別の１人当たり窓口負担額

○　高齢になるにつれて医療費が増加することから、80歳以降、窓口負担額は70～74歳以上に高くなる

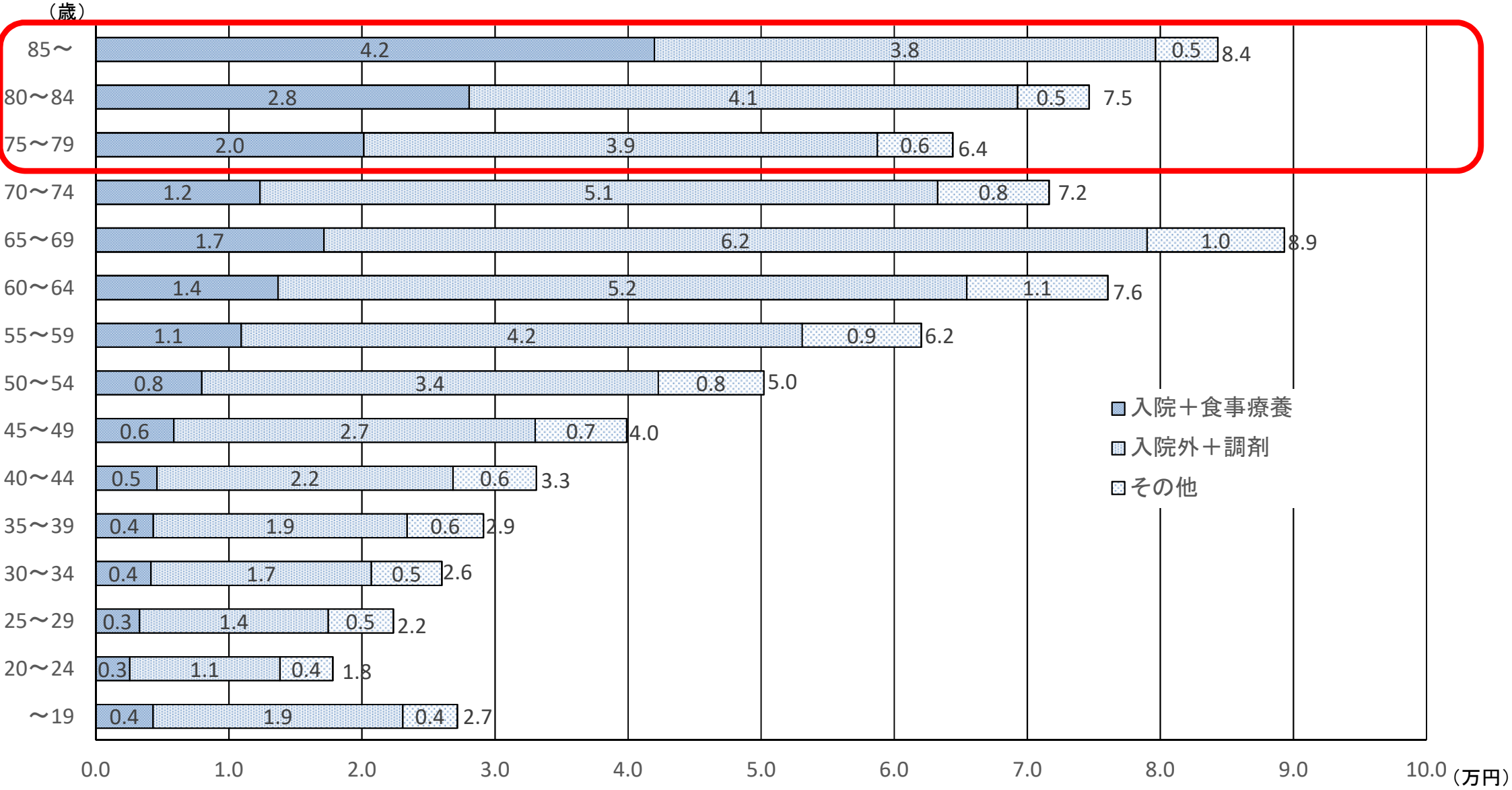

【出典】医療保険に関する基礎資料～平成29年度の医療費等の状況～
「その他」は歯科、療養費など

注）窓口負担割合は、75歳以上は1割（現役並み所得者は3割）、70歳から74歳までの者は2割（現役並み所得者は3割）、70歳未満の者は3割。6歳（義務教育就学前）未満の者は2割。
なお、70歳～74歳までの者の2割は、平成26年4月以降70歳となる者が対象であり、その他の者は1割。

後期高齢者の医療費の分布状況（現役並み所得区分以外）

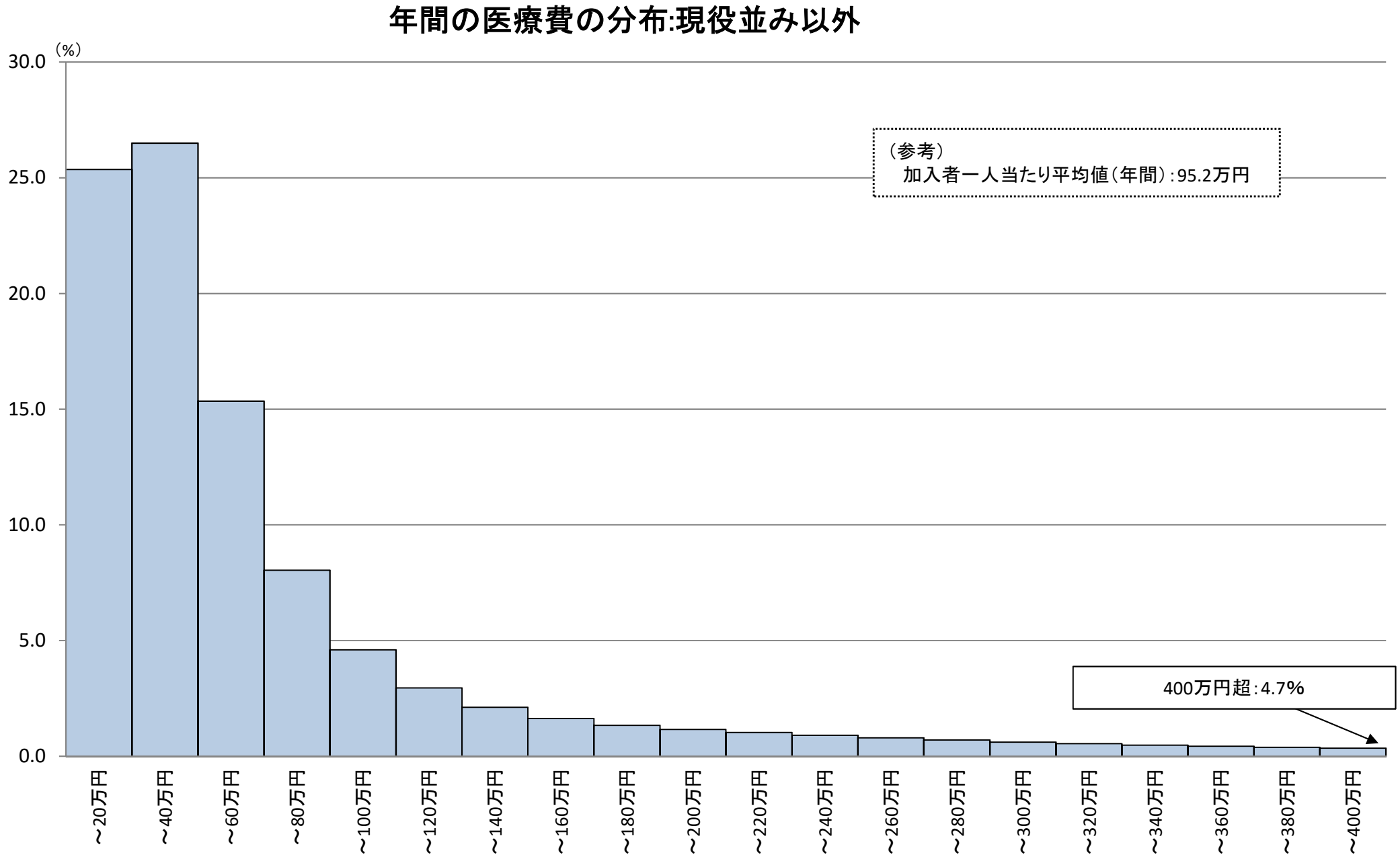

出典:医療給付実態調査（平成30年度）を特別集計。

（注）1．同一保険者内の同一の者に係るレセプトを合計し、個人単位のデータにして推計したものである。

2．1年間医療機関を受診していない者を除く分布である。

3．加入者一人当たり平均値（年間）は、平成29年度医療保険に関する基礎資料の数値。

後期高齢者の自己負担の推計分布状況（一般区分）

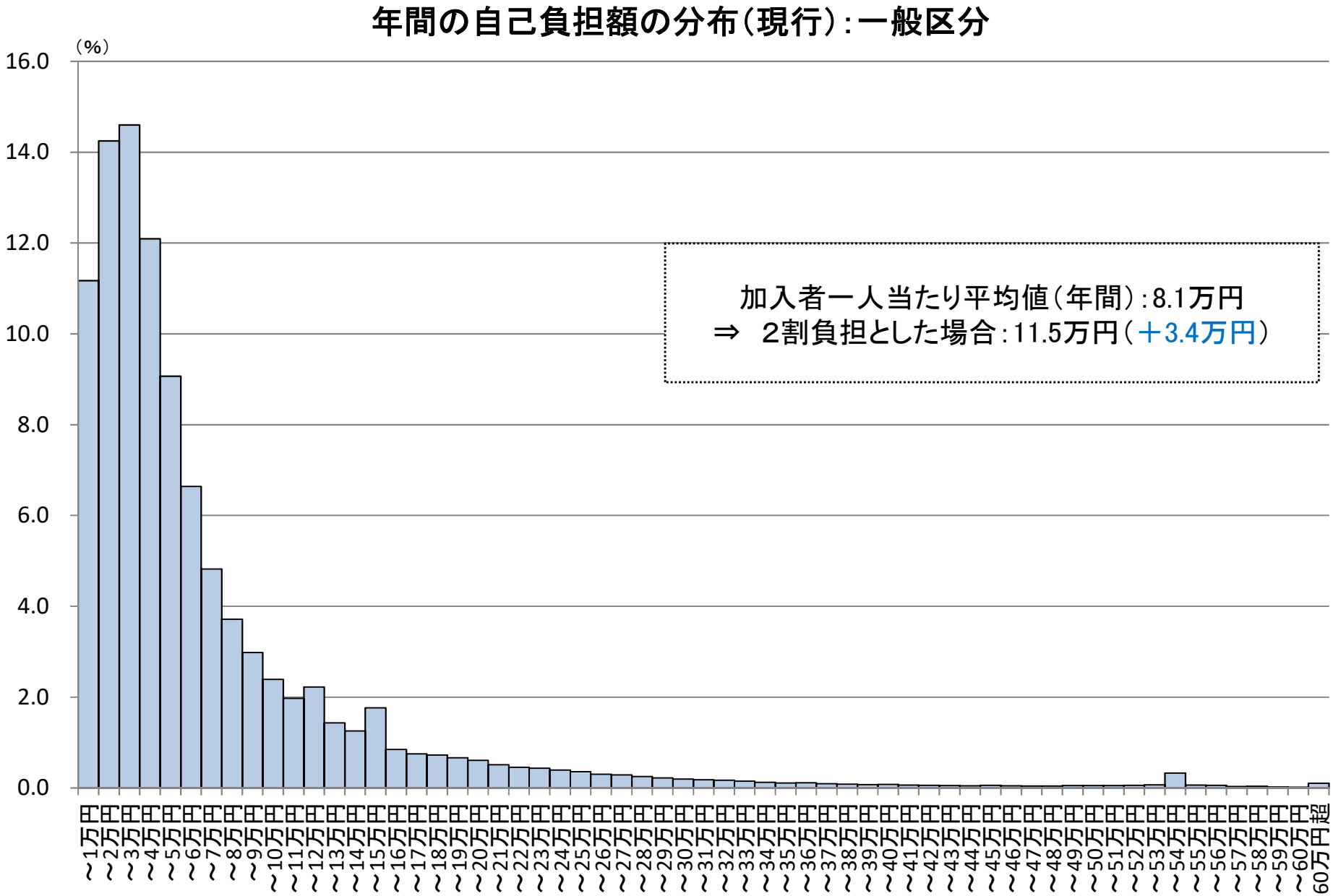

出典：医療給付実態調査（平成30年度）を特別集計。

※1　同一保険者内の同一の者に係るレセプトを合計し、現役並み所得者以外の医療費を個人単位で計算した上で、一般区分の高額療養費の負担限度額などを機械的に当てはめるなど、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみることが必要である。

※2　1年間医療機関を受診していない者を除く分布である。

年齢階級別の加入者１人当たり自己負担額（一般区分）

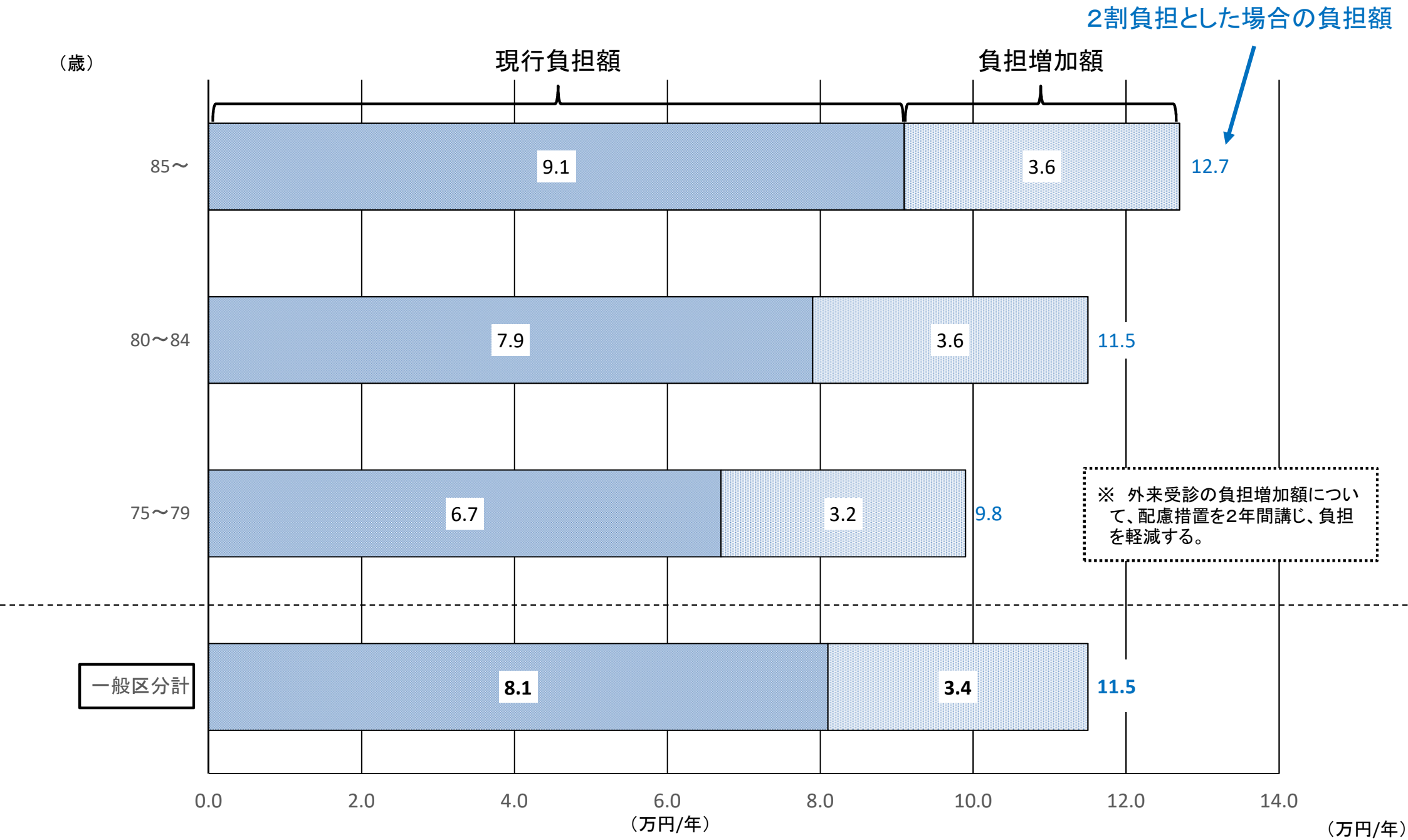

※　外来受診の負担増加額について、配慮措置を2年間講じ、負担を軽減する。

出典：医療給付実態調査（平成30年度）を特別集計。

※　同一保険者内の同一の者に係るレセプトを合計し、現役並み所得者以外の医療費を個人単位で計算した上で、一般区分の高額療養費の負担限度額などを機械的に当てはめるなど、一定の仮定をおいて行ったものであり、結果は相当程度の幅をもってみることが必要である。

高齢者医療における１人あたり受診日数（１月あたり）の推移

○　高齢者医療における１人当たりの受診日数は、平成12年度の介護保険導入に合わせて大きく引き下がり、それ以降もほとんど一貫して減少傾向。

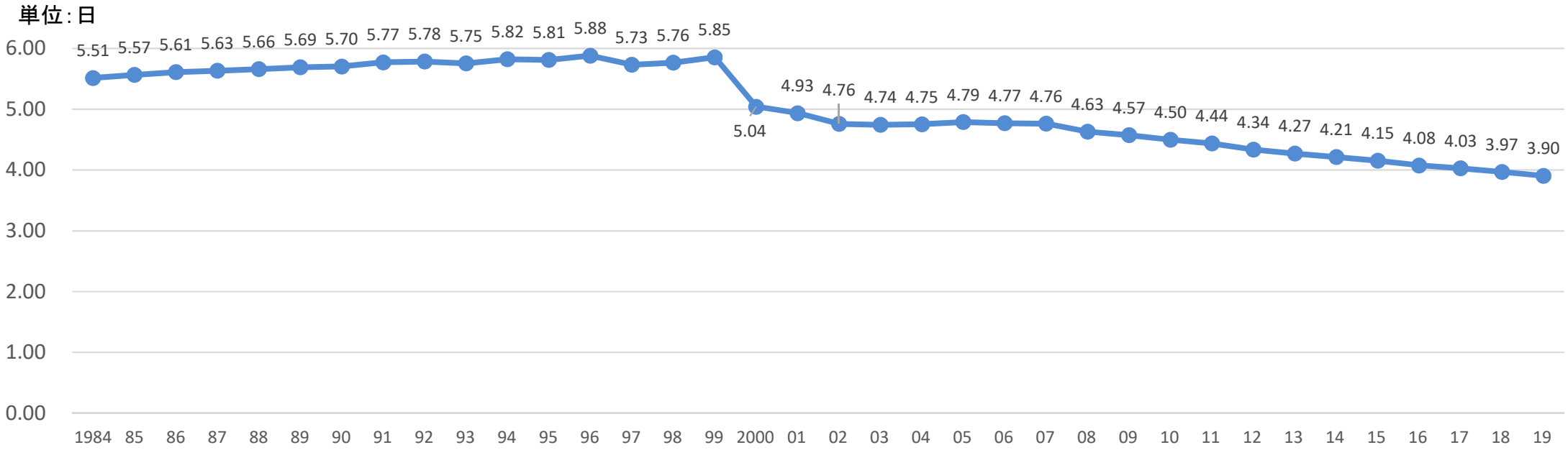

	S59	S60	S61	S62	S63	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
主な制度改正	・老人保健制度（S58～）（定額負担）							・介護に着目した公費負担割合の引上げ（3割→5割）				・介護に着目した公費負担割合5割の対象拡大					・高齢者1割負担導入 ・介護保険制度導入 （介護に着目した公費負担の廃止）		・現役並み所得者2割負担 ・現役並み所得者公費対象外 ・高齢者1割負担徹底				・現役並み所得者3割負担 ・高額療養費の見直し		・後期高齢者医療制度施行 ・高額介護合算導入									・高額療養費の見直し	・高額療養費の見直し	

【出典】医療費の動向調査の診療実日数を加入者数で除したもの。
※平成20年3月以前は老人保健法によるものであり、平成20年4月からは高齢者の医療の確保に関する法律によるもの
※平成14年から平成19年にかけて老人医療の対象年齢を70歳から75歳に段階的に引き上げている。